

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 条例

○埼玉県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 二

### 規則

○知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の規定の整備に関する規則 (文書課) 三

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (疾病対策課) 四〇

○埼玉県立高等技術専門学校規則等の一部を改正する規則 (産業人材育成課) 四四

○埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 四五

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課) 四六

### 告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南部振興) 四七

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (西部振興) 四七

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (利根振興) 四七

○中川流域下水道終末処理場4号汚泥焼却炉機械設備2工事に関する落札者等の公示 (入札執行課) 四八

○粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正 (青空再生課) 四八

○粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の廃止 ( ) 四九

○公害防止主任者資格認定講習の実施 (水環境課) 四九

○第三十七回採石業務管理者試験の実施 (自然環境課) 五〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指

定 (社会福祉課) 五〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 ( ) 五二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出 ( ) 五二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出 ( ) 五二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ( ) 五三

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 ( ) 五五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届

出 (社会福祉課) 五六

○平成二十年度毒物劇物取扱者試験 (保健医療政策) 五七

○国民健康保険組合事務所の所在地の変更 (国保医療課) 五八

○土地、建物及び附帯施設等の売却に関する入札公告 (勤労者福祉課) 五八

○保安林の指定の解除 (森づくり課) 五九

○埼玉ひびきの農業協同組合農地保有合理化事業規程の変更承認 (農地活用推進室) 五九

○鴻巣市農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○埼玉みずほ農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○ほくさい農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○埼玉岡部農業協同組合農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○埼玉岡部農業協同組合農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○榛沢農業協同組合農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○くまがや農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○くまがや農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○くまがや農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○くまがや農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 六〇

○上尾市大谷北部第二土地地区画整理組合の定款の変更認可  
 (市街地整備課) 六一

○本庄都市計画事業朝日町土地地区画整理事業の換地処分  
 ( ) 六一

○開発行為に関する工事の完了公告  
 (建築指導課) 六一

○教育職員免許状原簿データベース化業務委託に関する落札者の公示  
 (教職員課) 六一

○放置車両確認事務委託業務に関する入札公告 (会計課) 六一

○男性警察官制服ワイシャツほか一品目の製造請負に係る落札者の公示 ( ) 六一

○県道上尾環状線の区域の変更  
 (北本県土) 六五

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 六五

○ ( ) 六六

○ (東松山県土) 六六

○ ( ) 六六

○ ( ) 六六

○一般国道百四十号の供用の開始  
 (秩父県土) 六六

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (熊谷県土) 六七

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 六七

○運転免許取得者教育の認定に係る認定事項変更の公示 (運転免許課) 六七

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 六八

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 ( ) 六八

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 ( ) 六九

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 ( ) 七四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し ( ) 七五

埼玉県条例第四十五号

埼玉県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例  
 (埼玉県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)  
 第一条 埼玉県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十二年埼玉県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
 題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。  
 第一条及び第二条中「報酬」を「議員報酬」に改める。  
 第三条第一項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第二項中「報酬を」を「議員報酬を」に、「報酬額」を「議員報酬額」に改める。  
 第五条第一項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。  
 (非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 第二条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「第二十三条第一項に規定する議会の議員」を「第二十三条の第二項の職員で特別職のもの( )に、「以外の特別職の非常勤職員( )を」を除く。」に改める。

(埼玉県特別職報酬等審議会条例の一部改正)  
 第三条 埼玉県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年埼玉県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。  
 第二条第一項中「報酬の」を「議員報酬の」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改める。  
 (埼玉県政調査費の交付に関する条例の一部改正)  
 第四条 埼玉県政調査費の交付に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

条例例

埼玉県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

規則

知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の規定の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十八号

知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の規定の整備に関する規則

(埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第一条 埼玉県消費生活協同組合法施行細則(昭和二十二年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

て先) 埼玉県知事」に改める。

埼玉県知事

に改める。

様式第七号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事

に

組織変更したいので認可を申請します」に改める。  
「組織変更したいので認可を申請します」に改める。

(埼玉県水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第二条 埼玉県水産業協同組合法施行細則(昭和二十四年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事

に

くださるよう、別冊定款、事業計画書及び関係書類を添えて申請します」を「認可申請書を提出します」に改める。

第六号様式から第八号様式までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改め、「認可くださるよう」を認め、「により関係書類を添え

て」を「の認可」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第三条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年埼玉県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「保健所長様」を「(あて先)

埼玉県

保健所長

に

を「申請いたします」に改める。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第四条 火薬類取締法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事

に改

める。

様式第四号から様式第六号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あ

て先)

埼玉県知事

に改める。

様式第七号及び様式第八号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

様式第九号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事

に

改める。

様式第十号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事

に改める。

様式第十一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事

に改める。

様式第十二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知

に改める。

様式第十三号中「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知事」

に改める。

様式第十四号中「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知

事」に改める。

様式第十五号中「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知事」

に改める。

様式第十六号中「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知

事」に改める。

様式第十七号及び様式第十八号中「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(衛生試験検査に関する規則の一部改正)

第五条 衛生試験検査に関する規則(昭和二十六年埼玉県規則第十号)の一部を次

のように改正する。

様式第一号(一)から様式第一号(三)までの規定中「埼玉県

所長様」

を「(あて先)

埼玉県 所長」に改める。

様式第一号(四)中「埼玉県

所長 様」を

「(あて先)

所長」に改める。

様式第一号(五)中「埼玉県

所長 様」を

「(あて先)

埼玉県 所長」に

改める。

様式第一号(六)及び様式第一号(七)中「埼玉県

所長 様」

を「(あて先)

埼玉県 所長」に改める。

(埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第六条 埼玉県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第十八号)の一

部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県知事

様」を「(あ

て先)

埼玉県知事」に改める。

(埼玉県漁船法施行細則の一部改正)

第七条 埼玉県漁船法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第五十六号)の一部を次

のように改正する。

様式第五号、様式第七号及び様式第八号中「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

様式第九号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

様式第十号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県

知事」に改める。

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第八条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十七年埼玉県規則第三十九号)の一

部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改

める。

様式第二号中「森林害虫防除員」を「(あて先) 森林害虫防除員」に改める。

様式第三号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第九条 埼玉県家畜伝染病予防法施行細則(昭和二十八年埼玉県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県 家畜保健衛生所長」を「(あて先) 埼玉県」に改める。

家畜保健衛生所長」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号中「埼玉県 家畜保健衛生所長」を「(あて先) 埼玉県」に改める。

家畜保健衛生所長」を「(あて先) 埼玉県」に改める。

様式第五号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県 家畜保健衛生所長」に改める。

県知事」に改める。

保健衛生所長」

様式第六号から様式第八号までの規定中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第十条 埼玉県道路路占用規則(昭和二十八年埼玉県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第八号までの規定中「埼玉県 県土整備事務所長」を「(あて先) 埼玉県 県土整備事務所長」に改める。

第十一条 本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則(昭和二十九年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号から様式第六号までの規定中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第七号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県」に改める。

第十二条 基準点測量成果の写の保管及び取扱規則の一部改正

第十二条 基準点測量成果の写の保管及び取扱規則(昭和三十年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第十三条 埼玉県母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十一年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に改める。

様式第三号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に「締結

したくをお願いします」を「締結するよう依頼します」に改める。

様式第六号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に改める。

(埼玉県自家用水道条例施行規則の一部改正)

第十四条 埼玉県自家用水道条例施行規則(昭和三十一年埼玉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定及び様式第五号中「埼玉県 保

健所長様」を 「(あて先) 埼玉県 保健所長」 に改める。

(くず物取扱業に関する条例施行規則の一部改正)

第十五条 くず物取扱業に関する条例施行規則(昭和三十三年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県 保健所長 様」を 「(あて先) 埼玉県 保健所長」 に「許可

「許可いただきます」を「許可を」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「埼玉県 保健所長 様」を 「(あて先) 埼玉県

保健所長」 に「お届けします」を「提出します」に改める。

様式第四号中「昭和年月日」を「年 月 日」に改める。

様式第六号から様式第八号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を 「(あ

て先) 県 保健所長」 に改める。

(行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部改正)

第十六条 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則(昭和三十四年埼玉県規則第八号)

の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第二号までの規定中「埼玉県知事 様」を 「(あ

て先) 埼玉県知事」 に改める。

(埼玉県県造林規則の一部改正)

第十七条 埼玉県県造林規則(昭和三十五年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に「を

施していただきますよう」を「の実施を希望しますので」に「お願いします」を「設定願を提出します」に改める。

様式第二号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に改める。

(埼玉県災害救助法施行細則の一部改正)

第十八条 埼玉県災害救助法施行細則(昭和三十五年埼玉県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)から様式第三号までの規定中「埼玉県知事 氏 名 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に改める。

様式第六号及び様式第七号中「埼玉県知事 氏 名 様」を 「(あて先)

埼玉県知事」 に改める。

様式第八号中「埼玉県知事 氏 名 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に

改める。

様式第十号中「埼玉県知事 氏 名 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」

に改める。

様式第十二号中「を支給された」を「の支給について」に「埼玉県知事

氏名様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
 (養鶏振興法施行細則の一部改正)  
 第十九条 養鶏振興法施行細則(昭和三十五年埼玉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉 様」に改める。  
 (身体障害者適応訓練に関する規則の一部改正)

第二十条 身体障害者適応訓練に関する規則(昭和三十五年埼玉県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、「昭

和」を削り、「申込みます」を「申し込みます」に改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

に改める。

埼玉県知事」に改める。  
 (保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第二十一条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

よう」を「受けたいので」に改める。

様式第七号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

れたく」を「抹消するよう」に改める。

様式第九号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
 様式第十二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
 (薬事法施行細則の一部改正)

第二十二條 薬事法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉

に改める。  
 埼玉県知事」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉

に改める。  
 事」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉

に改める。  
 埼玉県知事」に改める。

第二十三條 埼玉県都市公園に関する規則(昭和三十七年埼玉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第二号の三中 埼玉県知事 県土整備事務所長 様 を 大宮公園事務所長」に改める。

「(あて先)

埼玉県知事  
に改める。  
県土整備事務所長  
大宮公園事務所長  
大宮公園事務所長

「(あて先)

県土整備事務所長  
大宮公園事務所長  
指定管理者  
大宮公園事務所長  
指定管理者

に改める。

「埼玉県知事

「(あて先)

様式第四号及び様式第五号中  
県土整備事務所長  
大宮公園事務所長  
埼玉県知事  
様  
様  
埼玉  
県土  
大宮

埼玉県知事  
に改める。  
整備事務所長  
公園事務所長

公園事務所長

様式第九号及び様式第十号中  
「埼玉県知事  
様」を  
「(あて先)

埼玉県知

事」  
に改める。

「(あて先)

埼玉県知事  
様  
様式第十一号中  
県土整備事務所長  
大宮公園事務所長  
埼玉県知事  
様  
埼玉  
県土  
大宮

に改める。

(埼玉県家畜等及び精液譲渡規則の一部改正)

第二十四条 埼玉県家畜等及び精液譲渡規則(昭和三十七年埼玉県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県農林総合研究センター所長  
様」を  
「(あ  
埼玉

て先)

に改める。  
農林総合研究センター所長

(家畜商法施行細則の一部改正)

第二十五条 家畜商法施行細則(昭和三十七年埼玉県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号から様式第六号までの規定中「埼玉県知事  
様」を  
「(あて先)  
埼玉県知事」  
に改める。

(埼玉県労働会館管理規則の一部改正)

第二十六条 埼玉県労働会館管理規則(昭和三十七年埼玉県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事  
様」  
「(あて先)  
埼玉県知事」  
に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事  
様」を  
「(あて

先)  
埼玉県知事」  
に改める。

第二十七条 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部(改正)

第二十七条 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十八年埼玉県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十一号までの規定中「埼玉県知事  
様」を  
「(あて  
先)  
埼玉県知事」  
に改める。

(建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部改正)

第二十八条 建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則(昭和三十九年埼玉県規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「埼玉県県土整備部建設業課長  
様」を  
「(あて先)  
埼玉県県土整備部建設業課長」  
に改める。

様式第七号及び様式第八号中「埼玉県都市整備部開発指導課長 様」を「(あて先) 埼玉県都市整備部開発指導課長」に改める。  
 (災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第二十九条 災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則(昭和二十九年埼玉県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「臣型」を削り、「埼玉県知事 殿」を「(あて先) 埼玉

に改める。  
 埼玉県知事」

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第三十条 老人福祉法施行細則(昭和二十九年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あ

て先) 埼玉県知事」に改める。

埼玉県知事」

(河川法施行細則の一部改正)

第三十一条 河川法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

「 様

申請者

様式第一号中

河川法第20条の規定により、次のとおり河川工事(河川の  
 ます。

「 (あて先)

(白署又は記名押印) にあつては、主たる所の所在地、名称及び表者の氏名並びに代  
 の印

維持)の承認を申請し

河川法第20条の規定により、次のとおり河川工

ます。

請者 住所

氏名(白署又は記名押印)

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに代表者の印

に改める。

事(河川の維持)の承認を申請し

「 様

申請者

様式第一号中

流水占用料等の減額(免除)を受けたいので、埼玉県流水占  
 条第2項の規定により、次のとおり申請します。

「 (あて先)

白署又は記名押印)

申請者

あつては、主たるの所在地、名称及び者の氏名並びに代印

や

用料等徴収条例第3

流水占用料等の減額(免除)を受けたいので、埼玉県第2項の規定により、次のとおり申請します。

住所

氏名(自署又は記名押印)

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに代表者の印

じがぬる。

県流水占用料等徴収条例第3

「様

申請者

様式第5号中

住所(氏名(法人に事務所及び代表者の

流水占用料等を分納したいので、埼玉県流水占用料等徴収条例の規定により、次のとおり申請します。

「(あて先)

自署又は記名押印)あつては、主たる

申請者

の所在地、名称及び者の氏名並びに代印

や

例第4条ただし書の

流水占用料等を分納したいので、埼玉県流水占用料規定により、次のとおり申請します。

住所

氏名(自署又は記名押印)

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに代表者の印

じがぬる。

等徴収条例第4条ただし書の

(案養十法施行細則の一部改正)

第三十二条 案養十法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「埼玉県知事 様」や 「(あて先)

埼玉県知事」 じがぬる。

様式第3号中「埼玉県知事 様」や 「(あて先)

埼玉県知事」 じがぬる。 「を生じ

たので」や「が生じたため」じがぬる。 「されるよう」や「受けたいので」じがぬる。

様式第4号中「埼玉県知事 様」や 「(あて先)

埼玉県知事」 じがぬる。 「抹消さ

れたく」や「抹消するよう」じがぬる。

様式第5号中「埼玉県知事 様」や 「(あて先)

埼玉県知事」 じがぬる。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第三十二条 クリーニング業法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第五十号)の一部

を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県保健所長様」を「(あて先) 埼玉県保健所長」に改める。

様式第三号中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号から様式第五号(三)までの規定中「埼玉県知事様」

を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第八号中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十号中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

〔函科技工士法施行細則の一部改正〕

第三十四条 函科技工士法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「保健所長様」を「(あて先)

保健所長」に改める。

様式第四号中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

〔毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正〕

第三十五条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

同様式の注中「B5」を「A4」に改める。

別記第三号様式中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

同様式の注中「B5」を「A4」に改める。

別記第四号様式中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

同様式の注1中「B5」を「A4」に改める。

別記第五号様式中「昭和」を削る。

別記第七号様式中「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

同様式の注1中「B5」を「A4」に改める。

〔生活保護法施行細則の一部改正〕

第三十六条 生活保護法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県福祉保健総合センター所長様」を「(あて先) 埼玉県福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第二号(一)から様式第三号までの規定中「埼玉県福祉保健総合センター所長様」を「(あて先) 埼玉県福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第三号の二から様式第三号の五までの規定中「埼玉県福祉保健総合センター所長様」を「(あて先) 埼玉県福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第十二号及び様式第十四号から様式第十五号(三)までの規定中「埼玉県福祉保健総合センター所長様」を「(あて先) 埼玉県福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第十六号から様式第十八号までの規定中「埼玉県福祉保健総合センター所長様」を「(あて先) 埼玉県福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第十六号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」や「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」

様式第十七号及び様式第十八号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長様」 「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」

様式第二十号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」や「(あて先) 福祉保健総合センター所長」

様式第二十一号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」や「(あて先) 福祉保健総合センター所長」

様式第二十九号及び様式第三十四号(一)から様式第三十五号までの規程中「埼玉県 福祉保健総合センター所長様」や「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」

様式第三十八号中「埼玉県知事様」や「(あて先) 埼玉県知事」

様式第三十九号中「埼玉県知事様」や「(あて先) 埼玉県知事」

様式第四十一号及び様式第四十二号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」や「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」

様式第四十三号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長様」や「(あて先) 埼玉県

福祉保健総合センター所長」 「「精算いたします」や「精算します」

様式第四十四号中 長様 施設名 代表者 氏

貴職から委託された下記被保護者に下記のとおり状況の 活保護法第48条第4項の規定によりお届けいたします。

変動がありましたので生 名印 や 下記被保護者に下記のとおり状況の変動があつ 代表

」 の規定により届け出ます。

者 氏 名印 名印

様式第四十六号中「埼玉県知事様」や「(あて先) 埼玉県知事」

したいので認可されるよう申請いたします」や「変更の認可を受けたいので申請 します」

様式第四十八号中 「埼玉県知事様」や「(あて先) 埼玉県知事」

ました」や「した」 「いたします」や「します」

様式第四十九号中「埼玉県知事様」や「(あて先) 埼玉県知事」

したいので認可下さるよう申請いたします」を「の認可を受けたいので申請します」に改める。

様式第五十号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

第三十七条 調理師法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「訂正されるよう」を「訂正するよう」に改める。  
様式第三号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「消除されるよう」を「消除するよう」に改める。

様式第四号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「を生じたので」を「が生じたため」に、「されるよう」を「受けたいので」に改める。

様式第五号及び様式第八号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第三十八条 美容師法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号(三)までの規定及び様式第六号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第三十九条 美容師法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号(三)までの規定及び様式第六号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

(埼玉会館管理規則の一部改正)

第四十条 埼玉会館管理規則(昭和四十一年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「埼玉会館指定管理者 様」を 「(あて先) 埼玉会館指定管理者」に改める。

(国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部改正)  
第四十一条 国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則(昭和四十二年埼玉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県庁舎管理規則の一部改正)

第四十二条 埼玉県庁舎管理規則(昭和四十二年埼玉県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「庁舎管理責任者 氏 名」を 「(あて先) 庁舎管理責任者 氏 名」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第四十三条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
「訂正されるよう」を「訂正するよう」に改める。

様式第四号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
「削除されるよう」を「削除するよう」に改める。

様式第五号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
「を生じたため」を「が生じたため」に改める。

様式第六号、様式第七号及び様式第十一号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第四十四条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年埼玉県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号及び様式第十二号中 「(実施機関の職・氏名) \_\_\_\_\_ 様」を 「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

様式第十二号中 「(実施機関の職・氏名) \_\_\_\_\_ 様」を 「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

様式第十四号及び様式第十五号中 「(実施機関の職・氏名) \_\_\_\_\_ 様」を 「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

「(実施機関の職氏名) \_\_\_\_\_」に改める。

様式第二十二号中 \_\_\_\_\_ 様」を 「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

様式第二十三号中 \_\_\_\_\_ 様」を 「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

様式第二十七号中 「(実施機関の職・氏名) \_\_\_\_\_ 様」を 「(あて先) 実施機関の職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

(埼玉県証紙条例施行規則の一部改正)  
第四十五条 埼玉県証紙条例施行規則(昭和四十四年埼玉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第五号中 下記のとおり埼玉県証紙の交付を請求します。  
「(あて先) 埼玉県出納総務課長」

者 様」を「(あて先) 埼玉県出納総務課長」に改める。  
「(あて先) 埼玉県出納総務課長」

様式第六号中 下記のとおり埼玉県証紙を受領いたしました。  
「(あて先) 埼玉県出納総務課長」

者 様」を「(あて先) 埼玉県出納総務課長」に改める。  
「(あて先) 埼玉県出納総務課長」

様式第十号及び様式第十一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第四十六条 埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則(昭和四十五年埼玉県規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「昭和」を削り、「埼玉県知事 殿」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二号から様式第五号までの規定中「昭和」を削る。  
(埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)  
第四十七条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年埼玉県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号の二五「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第六号の五中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「お届けします」を「届け出ます」に改める。  
様式第七号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第十二号、様式第十六号、様式第十八号の二及び様式第十九号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十号から様式第二十四号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第二十五号中「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式の記入上の注意(一)中「お届かせ」を「差し支え」に改める。

「お届けします」を「届け出ます」に改める。  
様式第二十五号中「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式の記入上の注意(一)中「お届かせ」を「差し支え」に改める。

(埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部改正)  
第四十八条 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則(昭和四十

五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第四号、様式第五号の二及び様式第六号中「埼玉県知事 様」を

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「 様

様式第六号の三中

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発許可  
可を受けたいので、下記のとおり申請します。

「 (あて先)

埼玉県知事

印

、主たる事務所の  
び代表者の氏名  
に係る事項の変更の許

を

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開  
可を受けたいので、下記のとおり申請します。

印

に改める。

つては、主たる事務所の  
名称及び代表者の氏名  
発許可に係る事項の変更の許

「 様

届出者 住所  
氏名

様式第六号の四中

「法人にあつては  
所在地、名称及  
都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発許可  
いて、下記のとおり届け出ます。」 (あて先)

「 (あて先)

埼玉県知事

届出者 住所  
氏名

、主たる事務所の  
び代表者の氏名  
に係る事項の変更につ

」

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開  
いて、下記のとおり届け出ます。

印

に改める。

つては、主たる事務所の  
名称及び代表者の氏名  
発許可に係る事項の変更につ

」

様式第七号から様式第九号までの規定、様式第十四号及び様式第十五号から様  
式第十八号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知

事」に改める。

(埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)  
第四十九条 埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和  
四十五年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あ

て先) 埼玉県知事」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第五十条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十五年埼玉県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第五号までの規定中「埼玉県 県土整備事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県 県土整備事務所長」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部改正)

第五十一条 首都圏近郊緑地保全法施行細則(昭和四十六年埼玉県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

玉県知事」

(埼玉県熊谷会館管理規則の一部改正)

第五十二条 埼玉県熊谷会館管理規則(昭和四十六年埼玉県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「埼玉県熊谷会館指定管理者 様」を「(あて先) 埼玉県熊谷会館指定管理者」に改める。

第五十三条 埼玉県卸売市場条例施行規則(昭和四十六年埼玉県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第八号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

て先) 埼玉県知事」に改める。

様式第九号から様式第十一号までの規定中「埼玉県 農林振興センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県 農林振興センター所長」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十四号中「埼玉県 農林振興センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県 農林振興センター所長」に改める。

様式第十五号及び様式第十六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第五十四条 埼玉県秩父高原牧場管理規則(昭和四十八年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「埼玉県秩父高原牧場長 様」を「(あて先) 埼玉県秩父高原牧場長」に改める。

第五十五条 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和四十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第五号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第八号中「借用いたします」を「借用します」に、「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第九号及び様式第十三号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」

「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第十四号、様式第十七号及び様式第十九号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第二十二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十五号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第二十八号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

様式第二十八号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

福祉保健総合センター所長」に改める。

第五十六条 食品衛生法施行細則(昭和四十八年埼玉県規則第四十八号)の一部を

次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号から様式第五号(三)までの規定中「埼玉県 福祉保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健所長 様」に改める。

様式第七号中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 保健所長」に改める。

様式第八号から様式第十号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 保健所長」に改める。

様式第十二号中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 保健所長」に改める。

様式第十三号から様式第十七号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 保健所長」に改める。

様式第二十二号から様式第二十八号までの規定中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 福祉保健総合センター所長」に改める。

第五十七条 埼玉県優良宅地造成等認定規則(昭和四十九年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号、様式第五号、様式第七号及び様式第八号中「埼玉県 県土整備事務所所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 県土整備事務所所長」に改める。

第五十八号 埼玉県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の一から様式第三号の六までの規定中「埼玉県 環境管理事務所所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 環境管理事務所所長」に改める。

第五十九号 埼玉県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の一から様式第三号の六までの規定中「埼玉県 環境管理事務所所長 様」を「(あて先) 埼玉県知事 環境管理事務所所長」に改める。

「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長」に改める。

長 様」を 埼玉県 環境管理事務所長」

第五十九条 埼玉県土採取条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定及び様式第六号中「埼玉県知事」

様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第六十条 埼玉県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を 「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(埼玉県都市緑地保全法施行細則の一部改正)

第六十一条 埼玉県都市緑地保全法施行細則(昭和四十九年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定及び様式第九号中「埼玉県知事

様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(食品衛生に関する条例施行規則の一部改正)

第六十二条 食品衛生に関する条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号(一)から様式第三号(三)までの規定中 「埼玉

県 知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

保健所長 様」を 埼玉県 保健所長」に改める。

様式第四号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改

める。

様式第八号から様式第十号(二)までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を 「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

(埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第六十三条 埼玉県屋外広告物条例施行規則(昭和五十年埼玉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号、様式第三号、様式第六号、様式第六号の三及び様式第八号から様式第十一号までの規定中「埼玉県 県土整備事務所長 様」を 「(あて先) 埼玉県 県土整備事務所長」に改める。

様式第十二号から様式第十二号の四までの規定、様式第十四号及び様式第十五号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十六号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改め

る。

様式第十九号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改

める。

改める。

(埼玉県青少年総合野外活動センター管理規則の一部改正)

第六十四条 埼玉県青少年総合野外活動センター管理規則(昭和五十年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を 「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(消防法施行細則の一部改正)

第六十五条 消防法施行細則(昭和五十一年埼玉県規則第四十九号)の一部を次の

ように改正する。

様式第四号及び様式第七号から様式第十号までの規定中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県立児童養護施設管理規則の一部改正)

第六十六条 埼玉県立児童養護施設管理規則(昭和五十二年埼玉県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 様」に改める。

て先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県立熊谷点字図書館管理規則の一部改正)

第六十七条 埼玉県立熊谷点字図書館管理規則(昭和五十三年埼玉県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

める。

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第六十八条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十三年埼玉規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

める。

様式第二号、様式第四号及び様式第五号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 様」に改める。

て先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第七号及び様式第八号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

玉県知事」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

玉県知事」に改める。

様式第十二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

改める。

様式第十三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十五号及び様式第十六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十七号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「お届けします」を「届け出ます」に改める。

(埼玉県消防学校校則の一部改正)

第六十九条 埼玉県消防学校校則(昭和五十三年埼玉規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県消防学校長 様」を「(あて先) 埼玉県消防学校長」に改める。

様式第三号中「埼玉県消防学校長 様」を「(あて先) 埼玉県消防学校長」に改める。



様式第六号中

「法人又は団体の場合には、主所在地並びに名称及び代表者の区域を募集区域とする寄附募集は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで届け出た\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで届けています。その区域を募集区域とする寄附募集は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで届けています。」

埼玉県知事

「(あて先)」

募集者 住 所 氏 名

募集者 住 氏

たる事務所の  
の氏名 ] や

「法人又は団体の場合  
所在地並びに名称及

日に終了した  
結果を下記のとおり

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで届け出た\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで届けています。  
の区域を募集区域とする寄附募集は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで届けています。

所

名

には、主たる事務所の  
び代表者の氏名 ]

に改める。

\_\_\_\_月\_\_\_\_日に終了した  
り、その結果を下記のとおり

(埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部改正)

第七十三条 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和五十七年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号(一)から様式第三号までの規定中 「埼玉県総合リハビリテーショ

「(あて先)

ンセンター ] や 埼玉県総合リハビリテーションセンター ] に改める。  
センター長 様」 センター長

様式第六号中「埼玉県知事 様」や 「(あて先) 埼玉県知事 ] に改

める。

(埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部改正)

第七十四条 埼玉県立障害者歯科診療所管理規則(昭和五十八年埼玉県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「埼玉県知事 様」や 「(あて先)

埼玉県知事」 に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第七十五条 興行場法施行細則(昭和五十九年埼玉県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号から様式第五号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」や 「(あて先) に改める。  
埼玉県 保健所長」

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第七十六条 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年埼玉県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県 保健所長 様」や 「(あて先) に改める。  
埼玉県 保健所長」

様式第二号から様式第四号までの規定中「埼玉県知事 様」や 「(あて先)

埼玉県知事」 に改める。

様式第五号から様式第七号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

(埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事務認定規則の一部改正)  
第七十七条 埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事務認定規則(昭和六十年埼玉県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(浄化槽法施行細則の一部改正)  
第七十八条 浄化槽法施行細則(昭和六十年埼玉県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県 環境管理事務所長様」を「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長」に改める。

(埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)  
第七十九条 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(第一面)、様式第二号及び様式第六号から様式第八号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県婦人相談センター管理規則の一部改正)  
第八十条 埼玉県婦人相談センター管理規則(昭和六十一年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号中「埼玉県婦人相談センター所長 様」

を「(あて先) 埼玉県婦人相談センター所長」に改める。  
第八十一条 埼玉県民健康福祉村管理規則(昭和六十二年埼玉県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県産業文化センター管理規則の一部改正)

第八十二条 埼玉県産業文化センター管理規則(昭和六十三年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「埼玉県産業文化センター指定管理者 様」を「(あて先) 埼玉県産業文化センター指定管理者」に改める。

(埼玉県伊豆潮風館管理規則の一部改正)

第八十三条 埼玉県伊豆潮風館管理規則(昭和六十三年埼玉県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県農林公園管理規則の一部改正)

第八十四条 埼玉県農林公園管理規則(昭和六十三年埼玉県規則第四十二号)の

部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則の一部改正)

第八十五条 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則(平成元年

埼玉県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「平成」を削り、「埼玉県環境整備センター」所長 様」を「(あて先) 埼玉県環境整備センター所長」に改める。

(知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正)

第八十六条 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成元年埼玉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第二十五号まで及び様式第二十七号から様式第二十九号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県障害者交流センター管理規則の一部改正)

第八十七条 埼玉県障害者交流センター管理規則(平成二年埼玉県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号(一)から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部改正)

第八十八条 埼玉県県民活動総合センター管理規則(平成二年埼玉県規則第三十二

号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)から様式第一号(五)までの規定中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号から様式第六号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

様式第七号中「埼玉県県民活動総合センター指定管理者 様」を「(あて先) 埼玉県県民

活動総合センター指定管理者」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第八十九条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成二年埼玉県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉

県知事」に改める。

様式第七号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に

改める。

様式第八号及び様式第九号中「埼玉県 食肉衛生検査センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県食肉衛生検査センター所長」に改める。

様式第十号及び様式第十一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉

県知事」に改める。

様式第十二号中「埼玉県 食肉衛生検査センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県食肉

衛生検査センター所長」に改める。

様式第十三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十四号及び様式第十五号中「埼玉県 食肉衛生検査センター所長 様」

「(あて先) を 埼玉県食肉衛生検査センター所長」に改める。

様式第十六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「実施いたします」を「実施します」に改める。

(埼玉県特定の間接再開発事業認定規則の一部改正)

第九十条 埼玉県特定の間接再開発事業認定規則(平成四年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第九十一条 埼玉県山西省友好記念館管理規則の一部改正

(埼玉県山西省友好記念館管理規則の一部改正)

第九十一条 埼玉県山西省友好記念館管理規則(平成四年埼玉県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第九十二条 埼玉県自然学習センター管理規則の一部改正

第九十二条 埼玉県自然学習センター管理規則(平成四年埼玉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第九十三条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正

第九十三条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(平成五年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第七号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

第九十四条 柔道整復師法施行細則の一部改正

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第九十四条 柔道整復師法施行細則(平成五年埼玉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第四号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

第九十五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正

第九十五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年埼玉県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第四号(表面)中「埼玉県 環境管理事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長」に改める。

様式第六号(表面)、様式第八号、様式第九号、様式第十一号並びに様式第十二号から様式第十七号まで及び様式第十九号(一)から様式第二十号までの規定

中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十一号中「埼玉県 環境管理事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長 様」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」

様式第二十二号(第一面)、様式第二十三号(表面)及び様式第二十五号から

様式第二十七号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

に改める。

様式第二十八号から様式第三十二号までの規定中「埼玉県 環境管理事務所

長 様」を「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長」に改める。

様式第三十三号から様式第三十六号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あ

て先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県平和資料館管理規則の一部改正)

第九十六条 埼玉県平和資料館管理規則(平成五年埼玉県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号及び様式第五号中「埼玉県平和資料館長 様」を「(あ

て先) 県平和資料館長」に改める。

(埼玉県種苗センター管理規則の一部改正)

第九十七条 埼玉県種苗センター管理規則(平成六年埼玉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)から様式第一号(三)までの規定中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あ

て先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県長漕総合射撃場管理規則の一部改正)

第九十八条 埼玉県長漕総合射撃場管理規則(平成六年埼玉県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(埼玉県森林科学館管理規則の一部改正)

第九十九条 埼玉県森林科学館管理規則(平成六年埼玉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第一百条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表面)、様式第五号(表面)、様式第六号、様式第九号、様式第十号及び様式第十二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

様式第十四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十六号から様式第十八号までの規定中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知

事」に改める。

(埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則の一部改正)

第一百一条 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則(平成六年埼玉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(埼玉県聴聞規則の一部改正)

第一百二条 埼玉県聴聞規則(平成六年埼玉県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「主宰者 様」を「(あて先) 主宰者」に改める。

様式第二号中「行政庁 様」を「(あて先) 行政庁」に改める。

様式第三号中「主宰者 様」を「(あて先) 主宰者」に改める。

様式第四号中「行政庁(主宰者) 様」を「(あて先) 行政庁(主宰者)」に改める。

(埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部改正)

第一百三條 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則(平成六年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「彩の国さいたま芸術劇場指定管理者 様」を「(あて先) 彩の国さいたま

芸術劇場指定管理者」に改める。

(埼玉県興武蔵あじさい館管理規則の一部改正)

第一百四條 埼玉県興武蔵あじさい館管理規則(平成八年埼玉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)

埼玉県知事」に改める。

(埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部改正)

第一百五條 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(平成八年埼玉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県

知事」に改める。

様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知

事」に改める。

様式第三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

に改める。

様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第五号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第百六条 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則(平成十年埼玉県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号から様式第八号までの規定中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第百七条 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十年埼玉県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

(埼玉県農林総合研究センター規則の一部改正)

第百八条 埼玉県農林総合研究センター規則(平成十二年埼玉県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「埼玉県農林総合研究センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県農林総合研究センター所長」に改める。

様式第一号及び様式第三号中「埼玉県農林総合研究センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県農林総合研究センター所長」に改める。

様式第四号中「埼玉県農林総合研究センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県農林総合研究センター所長」に改める。

「貴センター」を「埼玉県農林総合研究センター」に、「お願いたします」を「願書を提出します」に改める。

(埼玉県森林法施行細則の一部改正)

第百九条 埼玉県森林法施行細則(平成十二年埼玉県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十四号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則の一部改正)

第百十条 埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則(平成十二年埼玉県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県 県土整備事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県 県土整備事務所長」に改める。

(さいたまスーパリアリーナ管理規則の一部改正)

第百十一条 さいたまスーパリアリーナ管理規則(平成十二年埼玉県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行細則の一部改正)

第百十二条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行細則(平成十二年埼玉)

県規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定、様式第五号及び様式第六号中「埼玉県

環境管理事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長」に改める。

(埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部改正)

第百十三号 埼玉県社会福祉総合センター管理規則(平成十三年埼玉県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第百十四条 知事が行う公文書の開示等に関する規則(平成十三年埼玉県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第八号別紙、様式第十号、様式第十二号及び様式第十三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部改正)

第百十五条 埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則(平成十三年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(医療法施行細則の一部改正)

第百十六条 医療法施行細則(平成十三年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式二十二号までの規定中「保健所長 様」を「(あて先)

保健所長」に改める。

様式第二十三号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十四号から様式第二十六号までの規定中「保健所長 様」を「(あて先)

保健所長」に改める。

様式第二十七号中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

様式第二十八号中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

様式第二十九号から様式第三十三号までの規定中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

様式第三十四号中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

様式第三十五号から様式第三十七号までの規定中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

様式第三十八号から様式第四十一号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三十九号から様式第四十二号までの規定中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

様式第四十三号から様式第四十六号までの規定中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

様式第四十七号から様式第五十号までの規定中「保健所長 様」を「(あて先) 保健所長」に改める。

(埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部改正)

第百十七条 埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則(平成十四年埼玉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第一百八条 埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則(平成十四年埼玉県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部改正)  
第一百九条 埼玉県立精神保健福祉センター管理規則(平成十四年埼玉県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県立精神保健福祉センター長 様」を「(あて先) 埼玉県立精神保健

福祉センター長」に改め、「貴所の」及び「貴所に」を削る。

様式第二号中「埼玉県立精神保健福祉センター長 様」を「(あて先) 埼玉県立精神保健

福祉センター長」に改める。

(埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部改正)

第二十号 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則(平成十四年埼玉県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)、様式第一号(二)及び様式第三号中「埼玉県男女共同参画推進センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県男女共同参画推進センター所長」に改める。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第二百一十号 住民基本台帳法施行細則(平成十四年埼玉県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部改正)

第二百二十二号 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則(平成十四年埼玉県規則第一百十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「彩の国ビジュアルプラザ館長

様」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

様式第一号(三)中「彩の国ビジュアルプラザ館長 様」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

様式第一号(四)から様式第一号(六)までの規定中「彩の国ビジュアルプラザ館長 様」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

様式第一号(七)中「彩の国ビジュアルプラザ館長 様」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

様式第一号(八)中「彩の国ビジュアルプラザ館長 様」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「彩の国ビジュアルプラザ館長 様」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「彩の国ビジュアルプラザ館長 様」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

第二百二十三号 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則(平成十四年埼玉県規則第一百十九号)の一部を次のように改正する。

「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」を「(あて先) 彩の国ビジュアルプラザ館長」に改める。

届出者 氏名又は名称及び住所

様式第二号中

並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

(電話番号)

別添(計画)のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排  
たい積等の規制に関する条例第6条第1項(第9条第1項)の  
定により届け出ます。

「(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

(電話番号)

出、  
規 別添(計画)のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排出、  
規 たい積等の規制に関する条例第6条第1項(第9条第1項)の規  
定により届け出ます。

「 様

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

(電話番号)

様式第二号中

印

印

別添(計画)のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排  
たい積等の規制に関する条例第7条第1項(第10条第1項)  
規定により届け出ます。  
「(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

(電話番号)

出、  
の 別添(計画)のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排出、  
の たい積等の規制に関する条例第7条第1項(第10条第1項)の  
規定により届け出ます。

「 様

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

(電話番号)

様式第二号中

下記のとおりに変更する(した)ので、埼玉県土砂の排出、た  
積等の規制に関する条例第8条第1項(第8条第2項)において

印

印

用する同条第1項、第9条第2項において準用する第8条第1  
第10条第2項において準用する第8条第2項において準用す  
同条第1項)の規定により届け出ます。

「(あて先)  
埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名  
印  
(電話番号)

「(あて先) 様  
下記のとおり変更する(した)ので、埼玉県土砂の排出、たい  
積等の規制に関する条例第8条第1項(同条第2項において準用  
する同条第1項、第9条第2項において準用する第8条第1項、第  
10条第2項において準用する第8条第2項において準用する同  
条第1項)の規定により届け出ます。」

様式第四号中

下記のとおり(たい積した)土砂の排出を完了(廃止)した  
で、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第13条  
規定により届け出ます。

「(あて先)  
埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名  
印  
(電話番号)

「(あて先) 様  
下記のとおり(たい積した)土砂の排出を完了(廃止)したの  
で、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第13条の  
規定により届け出ます。」

様式第四号中

別添の土壌基準に適合しない土砂のたい積について、埼玉県  
砂の排出、たい積等の規制に関する条例第15条第1項ただし  
の規定による確認を受けたいので申請します。

「(あて先)  
埼玉県 環境管理事務所長

申請者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)  
 ) 印  
 じ号

土書  
 「 別添の土壌基準に適合しない土砂のたい積について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第15条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので申請します。」

ぬゑ。 「 様

申請者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)  
 様式第六号中

別添計画の土砂のたい積について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第16条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

「 (あて先)  
 埼玉県 環境管理事務所長

申請者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)  
 ) 印  
 じ号

積た  
 「 別添計画の土砂のたい積について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第16条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。」

ぬゑ。 「 様

届出者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)  
 様式第六号中

下記のとおり許可等の処分等に係る行為として土砂のたい積を行うので、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第16条第1項第3号の規定により届け出ます。

「 (あて先)  
 埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)  
 ) 印  
 じ号

を第  
 「 下記のとおり許可等の処分等に係る行為として土砂のたい積を行うので、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第

16条第1項第3号の規定により届け出ます。」

ぬ。

「様

申請者 氏名又は名称及び住所 印  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)

様式第八号中

下記の事業について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に  
 する条例施行規則第18条第19号の規定による確認を受けた  
 ので申請します。

「(あて先)  
 埼玉県 環境管理事務所長

申請者 氏名又は名称及び住所 印  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)

「 様  
 下記の事業について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関  
 する条例施行規則第18条第19号の規定による確認を受けたい  
 ので申請します。」

ぬ。

「様

様式第九号中

申請者 氏名又は名称及び住所 印  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)

下記の変更について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に  
 する条例第19条第1項の規定による許可を受けたいので申請  
 します。

「(あて先)  
 埼玉県 環境管理事務所長

申請者 氏名又は名称及び住所 印  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)

「 様  
 下記の変更について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関  
 する条例第19条第1項の規定による許可を受けたいので申請し  
 ます。」

ぬ。

「様

届出者 氏名又は名称及び住所 印  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)

様式第十号中

下記のとおり変更する(した)ので、埼玉県土砂の排出、た積等の規制に関する条例第20条の規定により届け出ます。

「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (電話番号 ) 印

下記のとおり変更する(した)ので、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第20条の規定により届け出ます。」

「様

届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (電話番号) 様式第十一号中

下記のとおり土砂のたい積に着手したので、埼玉県土砂出、たい積等の規制に関する条例第24条の規定により届け出ます。 「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (電話番号 ) 印

の排出、たい積等の規制に関する条例第24条の規定により届け出ます。」

「様

届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (電話番号) 様式第十一号中

下記のとおり、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第25条第1項の規定により届け出ます。 「(あて先) 埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (電話番号) 印

する  
 「 下記のとおり、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第25条第1項の規定により届け出ます。 」  
 改める。 「 様

届出者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)  
 様式第十四号中

別紙のとおり、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する第26条の規定により届け出ます。

「 (あて先)  
 埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号) )  
 印

条例  
 「 別紙のとおり、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第26条の規定により届け出ます。 」  
 改める。 「 様

届出者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号)  
 様式第十五号中

下記のとおり土砂のたい積を完了(廃止)したので、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第27条の規定によ届け出ます。

「 (あて先)  
 埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあつては  
 その代表者の氏名  
 (電話番号) )  
 印

埼玉県土砂の排出、たい積を完了(廃止)したので、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第27条の規定により届け出ます。  
 「 )  
 改める。 (埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部改正)

第百二十四条 埼玉県産業技術総合センター管理規則(平成十五年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)から様式第一号(八)まで及び様式第四号から様式第七号までの規定中「埼玉県産業技術総合センター総長 様」を「(あて先) 埼玉県産業技術総合セ

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

第百二十五条 埼玉県生活科学センター管理規則(平成十五年埼玉県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)、様式第一号(二)、様式第三号及び様式第四号中「埼玉県消費生活支援センター所長 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

第百二十六条 埼玉県砂防指定地管理条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

第百二十七条 と畜場法施行細則(平成十五年埼玉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

様式第三号から様式第七号(二)までの規定中「埼玉県 食肉衛生検査センター所長 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

様式第八号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)に改める。」

様式第九号(一)から様式第十一号までの規定中「埼玉県 食肉衛生検査セ

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

第百二十八条 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成十五年埼玉県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

第百二十九条 埼玉県宅地建物取引業法施行細則(平成十五年埼玉県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉都市整備部開発指導課長 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

様式第三号中「埼玉知事 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

様式第四号中「埼玉都市整備部開発指導課長 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

様式第五号中「埼玉知事 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

様式第六号中「埼玉都市整備部開発指導課長 様」を「(あて先)に改める。」

「(あて先)に改める。」

様式第七号及び様式第八号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉

玉県知事」に改める。

様式第九号(一)及び様式第九号(二)中「埼玉県都市整備部開発指導課長 様」を「(あて先) 埼玉県都市整備部開発指導課長」に改める。

様式第十号(一)及び様式第十号(二)中「埼玉県都市整備部開発指導課長 様」を「(あて先) 埼玉県都市整備部開発指導課長」に改める。

「(あて先) 埼玉県都市整備部開発指導課長」を「(あて先) 埼玉県都市整備部開発指導課長」に改める。

第百三十条 社会福祉法施行細則(平成十五年埼玉県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第百三十一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正  
第百三十一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第五号及び様式第七号から様式第十四号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

第百三十二条 埼玉県健康増進法施行細則(平成十五年埼玉県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号及び様式第四号中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉

県保健所長」に改める。

様式第五号中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先) 埼玉県 保健所長」に改める。

第百三十三条 埼玉県農業大学校管理規則の一部改正  
第百三十三条 埼玉県農業大学校管理規則(平成十五年埼玉県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)から様式第一号(三)までの規定、様式第三号(一)及び様式第四号中「埼玉県農業大学校長 様」を「(あて先) 埼玉県農業大学校長」に改める。

様式第五号中「埼玉県農業大学校長 様」を「(あて先) 埼玉県農業大学校長」に改める。

様式第六号中「埼玉県農業大学校長 様」を「(あて先) 埼玉県農業大学校長」に改める。

様式第七号中「埼玉県農業大学校長 様」を「(あて先) 埼玉県農業大学校長」に改める。

様式第九号中「埼玉県農業大学校長 様」を「(あて先) 埼玉県農業大学校長」に改める。

第百三十四条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部改正  
第百三十四条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則(平成十六年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第二号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)  
第百三十五条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成十六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第八号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

埼玉県知事 様」に改める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第百三十六条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成十六年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第四号から様式第七号までの規定中「埼玉県 県土整備事務所長 様」を「(あて先)」に改める。

埼玉県 県土整備事務所長 様」を「(あて先)」に改める。

(さいたま緑の森博物館管理規則の一部改正)

第百三十七条 さいたま緑の森博物館管理規則(平成十七年埼玉県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

埼玉県知事 様」に改める。

(埼玉県防災学習センター管理規則の一部改正)  
第百三十八条 埼玉県防災学習センター管理規則(平成十七年埼玉県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

(埼玉県県民の森管理規則の一部改正)

第百三十九条 埼玉県県民の森管理規則(平成十七年埼玉県規則第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。  
埼玉県知事 様」に改める。

(埼玉県みどりの村管理規則の一部改正)  
第百四十条 埼玉県みどりの村管理規則(平成十七年埼玉県規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

(埼玉県母子福祉センター管理規則の一部改正)

第百四十一条 埼玉県母子福祉センター管理規則(平成十七年埼玉県規則第三百零六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

を。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第百四十二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十八年埼玉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第五号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

埼玉県知事 様」に改める。

(埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部改正)  
第百四十三条 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則(平成十八年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

埼玉県知事 様」に改める。

(埼玉県景観規則の一部改正)  
第百四十四条 埼玉県景観規則(平成十九年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表)、様式第三号、様式第四号(表)、様式第七号、様式第九号

(表)、様式第十一号、様式第十三号(表)、様式第十四号、様式第十六号から様式第十八号まで及び様式第二十号から様式第二十四号までの規定、様式第二十七号並びに様式第二十九号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

「(あて先)」に改める。

〔公衆浴場法施行細則の一部改正〕

第四百四十五条 公衆浴場法施行細則(平成二十年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号から様式第十号までの規定中「埼玉県 保健所長 様」を「(あて先)」に改める。

〔(あて先) 埼玉県 保健所長 様〕を「(あて先)」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第四百四十六条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「埼玉県 福祉保健総合センター 所長 様」を「(あて先)」に改める。

〔(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター 所長 様〕を「(あて先)」に改める。

様式第十四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

〔児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正〕

第四百四十七条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成二十年埼玉県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

様式第十号中「埼玉県 児童相談所長 様」を「(あて先) 埼玉県 児童相談所長」に改める。

〔(あて先) 埼玉県 児童相談所長 様〕を「(あて先) 埼玉県 児童相談所長」に改める。

〔埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則の一部改正〕

第四百四十八条 埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則(平成二十年埼玉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第四号(一)及び様式第四号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。  
埼玉県知事

様式第六号(一)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

〔(あて先) 埼玉県知事 様〕を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号(二)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

〔(あて先) 埼玉県知事 様〕を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第九号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十三条、第七十八条及び第七十九条の規定 平成二十一年一月一日
- 二 第三条、第五条、第十条、第十五条、第十六条、第二十八条、第三十三条、第三十六条、第四十条、第五十二条、第五十五条、第五十六条、第五十九条、第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十二条、第八十四条、第一百零三条、第一百零七条、第一百一十一条、第一百十三号から第一百十五号まで、第一百二十条、第一百二十五条、第三百一十一条、第四百一十一条、第四百四十三条、第四百四十五条及び第四百四十六条の規定 平成二十一年四月一日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県規則第七十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第  
六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「被保護者となつたとき」を「保護又は中国残留邦人  
等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第  
三十号)による支援給付を受けている場合」に改める。  
別表中「一五〇万円」を「一四七万円」に改める。

様式第一号及び様式第二号中 「埼玉県 保健所長 様」を  
「(あて先) 埼玉県 保健所長 様」に改める。

埼玉県 保健所長 様  
埼玉県立精神保健福祉センター長 様  
「(あて先) 埼玉県 保健所長 様」

様式第三号中 「埼玉県 保健所長 様」を  
埼玉県立精神保健福祉センター長 様  
埼玉県立精神保健福祉センター長 様  
埼玉県立精神保健福祉センター長 様

に改める。

センター長」

様式第五号(表)中

氏名	(男・女)
----	-------

を

フリガナ	氏名
------	----

(男・女)

に改め、「又は神経科」を削り、同様式(裏)記載上の留意事

項中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

- 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受  
診歴等を含むこと。

様式第六号(表)中

氏名	(男・女)
----	-------

を

フリガナ	氏名
------	----

に改め、同様式(裏)記載上の留意事項1中「の欄」を削り、同様式(裏)

記載上の留意事項7を8とし、3から6までを4から7までとし、同様式(裏)  
記載上の留意事項2中「の欄」を削り、同様式(裏)記載上の留意事項2を同様式  
(裏)記載上の留意事項3とし、同様式(裏)記載上の留意事項1の次に次のよう  
に加える。

- 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受  
診歴を含むこと。

様式第十号中「埼玉県知事

様」を

埼玉県知事」

に改める。

様式第十二号(表)中「埼玉県知事 様」を

埼玉県知事」

に改める。

名	(男・女)
---	-------

を

フリガナ	氏名
------	----

に改める。

様式第十四号中「保健所長

様」を

保健所長」

に改める。

れるよう」を「受けたいので」に改め、同様式の世帯調査書中「年令」を「年齢」  
に改める。

様式第十五号(表)中「埼玉県知事 様」を

埼玉県知事」

に改める。

名	(男・女)
---	-------

を

フリガナ	氏名
------	----

に改める。

又は

「神経科」を削り、「同様式(裏)記載上の留意事項中9を10とし、4から8および10から11および12の次に次のように加える。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。

様式第十六号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

「第33条第7項」を「第33条第7項」

氏名	(男・女)
----	-------

フリガナ	
氏名	(男・女)

に改める。

様式第十七号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

名	(男・女)
---	-------

を

フリガナ	氏名
	(男・女)

に改め、「又は

「神経科」を削り、「同様式(裏)記載上の留意事項中11を12とし、4から10および10から11および12の次に次のように加える。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。

様式第十八号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

名	(男・女)
---	-------

を

フリガナ	氏名
	(男・女)

に改め、「又は

「神経科」を削り、「同様式(裏)記載上の留意事項中9を10とし、4から8および10から11および12の次に次のように加える。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。

様式第二十号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

名	(男・女)
---	-------

を

フリガナ	氏名
	(男・女)

に改める。

様式第二十一号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

氏名	(男・女)
----	-------

を

フリガナ	氏名
	(男・女)

に改める。

様式第二十二号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

氏名	(男・女)
----	-------

を

フリガナ	氏名
	(男・女)

に改め、「又は

「神経科」を削り、「同様式(裏)記載上の留意事項中8を9とし、3から7および10から11および12の次に次のように加える。

3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。

様式第三十三号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

氏名 (男・女)	フリガナ	
	氏名	(男・女)

「又は神経科」を削り、「同様式(裏)記載上の留意事項中12を13とし、5から11まで6から12までとし、4の次に次のように加える。

- 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこと。

様式第二十四号(表)中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」

氏名 (男・女)	フリガナ	
	氏名	(男・女)

「又は神経科」を削り、「同様式(裏)記載上の留意事項中10を11とし、5からのあまで6から10までとし、4の次に次のように加える。

- 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこと。

様式第二十八号から様式第三十号までの規定及び様式第三十二号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第33号(第22条関係) 精神障害者保健福祉手帳申請書

年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の(新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付)について申請します。

申請者本人(障害者)	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					
家族の連絡先	氏名		住所	電話	( ) ( ) ( )	電話番号
	住所					
既存の医療受給者証	受給者番号		有効期限	年 月 日		
既存の手帳	手帳番号		有効期限	年 月 日		
申請書を出した者	氏名		住所	本人との関係	( ) ( ) ( )	電話番号
	住所					

- (注) 1 申請事項については、該当するものをすべて○で囲んでください。
- 2 精神障害者保健福祉手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行う場合は、次のいずれかの書類を添付してください。((2)の書類を添付した場合は、社会保険事務所、共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することができます。)
- 医師の診断書
  - 障害年金の年金証書又は年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し
  - 申請者本人(障害者)欄は、申請者本人が自署又は記名押印してください。
  - 居住地の市町村に申請してください。
  - 自立支援医療費(精神通院)支給認定を受けるには、別に申請が必要です。

様式第三十六号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、同様式の注2中「様式第30号」を「様式第33号」に改める。

様式第三十七号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

3 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県立高等技術専門校規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十号

埼玉県立高等技術専門校規則等の一部を改正する規則

(埼玉県立高等技術専門校規則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等技術専門校規則(昭和六十一年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「入校予定者は」を「入校予定者(技能講習の入校予定者を除く。以下この項において同じ。)」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、入校予定者(普通課程の入校予定者以外の入校予定者に限る。)のうち成年者であるものについては、保証人の連署を省略することができる。

第十三条中「除く。」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、訓練生(普通課程の訓練生以外の訓練生に限る。)のうち成年者であるものについては、保証人の連署を省略することができる。

別表第一号の表埼玉県立春日部高等技術専門校の項中

科	五十人	二年
科	三十人	二年

を「自動車整備科 五十人 二年」に改める。

自動車整備	五十人	二年
建築設備	三十人	二年

別表第二号の表埼玉県立春日部高等技術専門校の項中

二十人	一年
-----	----

を「金属加工科 二十人 一年 電気設備管理科 三十人 一年」に改める。

金属加工科	二十人	一年
電気設備管理科	三十人	一年

める。

様式第一号中

「埼玉県立 高等技術専門校 様」を「埼玉県立 高等技術専門校 様」に改め、「貴校」を削る。

「(あて先) 埼玉県立 高等技術専門校 様」を「埼玉県立 高等技術専門校 様」に改める。

高等技術専門校 様 様」を「埼玉県立 高等技術専門校 様」に改め、「貴校」を削る。

様式第二号中「貴校」を削り、「埼玉県立 高等技術専門校 様」に改める。

「(あて先) 埼玉県立 高等技術専門校 様」を「埼玉県立 高等技術専門校 様」に改める。

埼玉県立 職業能力開発センター 様」を「埼玉県立 職業能力開発センター 様」に改める。

様式第三号及び様式第五号中

「(あて先) 埼玉県立 高等技術専門校 様」を「(あて先) 埼玉県立 職業能力開発センター 様」に改める。

県立 高等技術専門校長 に改める。

県立 職業能力開発センター所長 一 に改める。

(埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則(平成二十年埼玉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表の改正規定中、「三十人」を「六十人」に改める」を「改める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中埼玉県立高等技術専門校規則別表第二号の表の改正規定は平成二十一年一月一日から、同規則別表第一号の表の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十一号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表五四の項中

簡易耐火 平家建て	二八・〇九から 三四・七一まで
--------------	--------------------

を

簡易耐火 平家建て	二八・〇九から 三四・七一まで
中層耐火	一一

に改め、同表中二九三の項を二九四の項とし、

七〇の項から二九二の項までを一項ずつ繰り下げ、六九の項の次に次のように加える。

七〇	川越仙波町住宅	川越市仙波町三丁目	中層耐火	五一・四五	二〇
----	---------	-----------	------	-------	----

様式第一号(表面)、様式第二号、様式第三号、様式第六号(表面)、様式第

六号の二(表面)、様式第七号、様式第七号の四、様式第八号、様式第九号、様式第十一号、様式第十一号の二、様式第十二号の五、様式第十三号、様式第十三号の二及び様式第十四号の三中  
「(あて先) 埼玉県知事 (市町村)の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長」

を 「(あて先) 埼玉県知事 (市町村)の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長」 に改める。

様式第十五号及び様式第十七号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に改める。

様式第十九号、様式第二十号、様式第二十二号、様式第二十四号、様式第二十四号の三及び様式第二十五号中「埼玉県知事 (市町村)の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長」

を 「(あて先) 埼玉県知事 (市町村)の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長」 に改める。

様式第二十九号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に改める。

様式第三十一号中「埼玉県知事 様」を 「(あて先) 埼玉県知事」 に改める。

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定(別表五四の項の改正規定に限る。)は平成二十年九月一日から、第二条の規定は同月十三日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年八月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八二

管理職手当に関する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
管理職手当に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七―二) の一部を次のように改正する。  
別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部	財務局長	一種
	組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許センター長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長(浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川) 警察本部の課(室・所・隊)長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長(浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、	二種

この規則は、平成二十年九月一日から施行する。 附 則	岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川 主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者対策室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席(人事委員会が定めるものに限る。) 初任教養部長 警察署副署長	四種
	次席 副隊長 術科教養部長	五種

告示

埼玉県告示第千六百六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田 清司
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 B e B r e e z y
- 三 代表者の氏名  
新井 すゞみ
- 四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口五丁目二番一号  
一〇七号室

五 定款に記載された目的  
(変更前) この法人は女性が生き生きと社会進出、社会参加が出来る様に、起業を目的とした女性に対し、セミナーの実施や情報交換を行い、起業やライフスタイルの構築に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、起業を目的とした人に対し、セミナーの実施や情報交換を行い、起業やライフスタイルの構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千七百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉

玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年八月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人所沢市長生クラブ連合会

三 代表者の氏名  
山上 三一

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市宮本町一丁目一番二号  
所沢市社会福祉協議会内

五 定款に記載された目的  
この法人は、広く高齢者の方々および一般市民に対し、健康増進や長年の経験を生かした社会への奉仕などを支援すること、また労働意欲や社会参加意欲のある高齢者を高齢化社会の「貴重なマンパワー」と位置付け多様な就業形態を研究提案することによって、元気な高齢者が活動的なライフワークを行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千七百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称  
(変更前) 特定非営利活動法人レスキュードッグ関東

(変更後) 特定非営利活動法人日本捜索救助犬協会

三 代表者の氏名  
江口 タミ子

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字三箇七百五十九番地三

五 定款に記載された目的  
この法人は、地震や土砂崩れの災害現場、山林等での行方不明者、要救助者に対し、捜索及び救助活動を行い、緊急人命救助に寄与することを目的と

する。

埼玉県告示第千七百七十二号

WTO政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田 謙 臣

- 1 落札に係る建設工事の名称  
中川流域下水道終末処理場4号汚泥焼却炉機械設備2工事
- 2 契約に因する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号

- 3 落札者を決定した日  
平成20年7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
月島機械株式会社 東京都中央区佃2丁目17番15号
- 5 落札金額  
3,643,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成20年6月6日

埼玉県告示第千七百七十三号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、平成十九年埼玉県告示第千七百四十八号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田 謙 臣

スモークパン スターN シリーズ (KAM- 18N型)	DPF 録後	株式会社クニ カルオート 熊井 茂	いすゞ自動車株式会社製 10PE1型(325PS)/360 PS/380PS)、日産デ ーゼル工業株式会社製 RF8型若しくはRG8 型、日野自動車株式会社 製F17D型(320PS)、 若しくはF20C型又は三菱 ふそうトラック・バス株 式会社製8DC9型、8 DC11型若しくは8M20
--	-----------	-------------------------	---

表中

スモークパン スターN シリーズ (KAM- 08N型)	DPF 録後	株式会社クニ カルオート 熊井 茂	日産ディーゼル工業株式 会社製FE6型、日野自 動車株式会社製J07C型 若しくはJ08C型又は三 菱ふそうトラック・バス 株式会社製6D16型の原 動機を搭載する自動車の うち、平成6年規制に適 合するもの	型(385PS)の原動機を 搭載する自動車のうち、 平成6年規制に適合する もの
--	-----------	-------------------------	--	---

スモークパン スターN シリーズ (KAM- 08N型)	DPF 録後	株式会社クニ カルオート 熊井 茂	いすゞ自動車株式会社製 8PE1型(240PS)/285 PS)、10PE1型(325PS /360PS/380PS)若し しくは12PE1型(385PS/ 420PS/450PS)、日産デ ーゼル工業株式会社製 RF8型、RG8型若しく はRH8型(400PS/430 PS)、日野自動車株式 会社製F17D型(320PS)、 F20C型若しくはF21C 型(390PS/430PS)又 は三菱ふそうトラック・ バス株式会社製8DC9 型、8DC11型、8M20 型(385PS)若しくは8 M21型(420PS)の原動 機を搭載する自動車のう
--	-----------	-------------------------	---

に相当する。

スタークバスターズ (KAM-24N型)	ち、平成6年規制に適合するもの
	日産ディーゼル工業株式会社製PF6型(330PS/360PS/390PS)、日野自動車株式会社製K13C型(360PS(コモンレール式以外)/395PS)又は三菱ふそうトラック・バス株式会社製6D24型(300PS/330PS)若しくは6D40型(360PS/390PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの

埼玉県告示第千七百七十四号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十六年埼玉県告示第千七百七十四号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)は、廃止する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千七百七十五号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十六年埼玉県告示第千七百七十五号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)は、廃止する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千七百七十六号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第百十六条第一項の規定により、平成二十年度公害防止主任者資格認定講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区分	実施期間	実施場所	予定人員
大気関係	平成二十年十月二十七日(月)から同月二十九日(水)まで	さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	八〇人
水質関係	平成二十年十月二十二日(水)から同月二十四日(金)まで	同右	八〇人
騒音・振動関係	平成二十年十月十四日(火)から同月十六日(木)まで	同右	八〇人
ダイオキシン類関係	平成二十年十月二十七日(月)、同月三十日(木)及び同月三十一日(金)	同右	八〇人

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術	二〇

ダイオキシン類関係	五 測定技術
二 ダイオキシン類関係法規	一 公害概論
三 ダイオキシン類の排出防止技術	二〇
四 測定技術	

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。  
ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

- イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書
- ロ 公害防止実務経験証明書
- ハ 工場又は事業場の概要書

五 受講申込書の受付期間、受付場所等

- イ 受付期間及び受付時間  
平成二十年九月十六日(火)及び同月十七日(水)の午前九時三十分から午後四時三十分まで
- ロ 受付場所  
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 県庁第二庁舎三階三〇二会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請

埼玉県告示第千七百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第二十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

求すること。

埼玉県告示第千七百七十七号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第三十七回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日

平成二十年十月十日(金) 午前十時から十二時まで

二 試験場所

さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館3C会議室

三 受験手続

受験願書の入手方法

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十年九月一日(月)から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の

上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成二十年九月八日(月)から九月二十二日(月)まで(期間内消印有効)

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇一九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名	称	開設者	名	所	在	地	指
名	称	者	名	所	在	地	定
名	称	者	名	所	在	地	年
名	称	者	名	所	在	地	月
名	称	者	名	所	在	地	日
医療法人千仁会	奥秋内科	医療法人千仁会	明敏	川口市並木三二七	四正栄ビルF		平成二十年七月一日
かわぐち脳神経クリニック		山本	明敏	川口市前川一	一五五メディアパーク川口前川一B		平成二十年八月一日
セントラルビル眼科		永田	充	春日部市中央一	五二一春日部セントラルビル5F		平成二十年七月一日
こしがや眼科クリニック		伊勢	武比古	越谷市赤山町二	二九一イハシ第三ビルF		平成二十年八月一日
わたなべ整形外科		医療法人社団	健悠会	蕨市錦町五	一三二八蕨クリニックタウン一〇三		平成二十年七月一日
圏央入間クリニック		医療法人圏央	入間クリニック	入間市小谷田七	一四一六		平成二十年七月二十三日
医療法人社団三世会	鳩ヶ谷クリニック	医療法人社団	三世会	鳩ヶ谷市里一	六四六番地一階		平成二十年八月一日
ふたば歯科医院		渡邊	淳	越谷市袋山二	一〇一 パストラルヒルF		平成二十年七月一日
ひのきやまデンタルクリニック		檜山	礼秀	新座市東北二	三五八一F		平成二十年七月十日
アイセイ薬局	川口前川店	株式会社	アイセイ薬局	川口市前川一	一五七		平成二十年七月三十一日
A B C 薬局	狭山ヶ丘店	株式会社	エービーシードラッグ	所沢市西狭山ヶ丘一	二四七四一		平成二十年七月二十二日
西武薬局		調査設計	株式会社	狭山市入間川四	一六一三プロスピリティ狭山一階		平成二十年七月一日
ひろせ西武薬局		調査設計	株式会社	狭山市広瀬東三	一三二一八		平成二十年七月一日
そよ風薬局	鴻巣店	株式会社	富士ファーマシー	鴻巣市本町六	一五七		平成二十年六月一日
ひまわり薬局	天神店	株式会社	富士ファーマシー	鴻巣市天神二	一一七		平成二十年六月一日
さくら薬局	鴻巣生出塚店	株式会社	富士ファーマシー	鴻巣市生出塚一	二二二		平成二十年七月一日
ハートフル薬局	東鴻巣店	クラフト	株式会社	鴻巣市上生出塚七	六九		平成二十年六月一日
お茶の花薬局		株式会社	サポートピーアンドシー	入間市野田九	三五一		平成二十年六月十四日
オリーブ薬局	三郷店	株式会社	メデイサポート	三郷市早稲田二	一一〇		平成二十年六月二日

二 指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地	指定年月日
宮島 信広		三和整骨院	東京都国分寺市本多一五一一〇ニューポートビルI 一F	平成二十年六月十日
岡田 耕		あおぞら接骨院	上尾市中妻一四 Time's89 一F	平成二十年六月十日
布谷 健太郎		たいよう接骨院	上尾市小敷谷八八〇東急ショッピングセンター六号	平成二十年七月二日
武石 晃一		ふれあい接骨院	越谷市千間台西五三七〇プラントアン一〇二	平成二十年七月二十九日

岡田 宏道	ナチュラルホスピタル接骨院	神奈川県横浜市青葉区荏田西三二二三二二五	平成二十年 七月 三十日
秋谷 敏明	秋谷治療所	熊谷市伊勢町三三八二二	平成二十年 七月 八日
町田 敏明	株式会社東京在宅サービス	東京都新宿区新宿一五〇四 YKBマイクガーデン二〇一	平成二十年 七月 十六日
久保田 和幸	グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町五六五一一一〇一一一	平成二十年 七月 十五日
飯田 浩	株式会社東京在宅サービス	東京都新宿区新宿一五〇四 YKBマイクガーデン二〇一	平成二十年 七月 十八日
阿部 育代	百草園治療院	東京都日野市三沢二一三三一〇 ビーハイブ二〇二	平成二十年 六月 十二日

埼玉県告示第千七百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人眞美会 麻見江ホスピタル	開設者	医療法人翠心会敬愛病院	医療法人眞美会麻見江ホスピタル
		医療法人翠心会	医療法人眞美会

埼玉県告示第千八百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十年八月二十九日

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ひろせ西武薬局	狭山市広瀬東三二一三二一八	平成二十年 六月 三十日
西武薬局	狭山市入間川四一六二二三三	平成二十年 六月 三十日

埼玉県告示第千八百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	休止年月日
医療法人 安齊医院	川口市前川四一七二一三	平成二十年 七月 二十九日

埼玉県知事 上田清司

ひまわり薬局 天神入間 圏中央ニック クリニック そよ風薬局 鴻巣店	鴻巣市天神二一七 入間市小谷田七一六 鴻巣市本町六一七 蕨市錦町五三二八 ニッタタウン一〇三 川口市幸町三一八 ト幸町ビル一〇一 越谷市袋山一二一 ヒル一階	平成二十年 平成十七年 平成二十年 平成二十年 平成二十年 平成二十年 平成二十年	五月三十一日 五月三十一日 五月三十一日 六月三十日 六月二十五日 六月三十日 五月三十一日
わたなべ整形外科 幸町歯科 ふたば歯科医院 かすかべ眼科	蕨市錦町五三二八 川口市幸町三一八 ト幸町ビル一〇一 越谷市袋山一二一 ヒル一階 春日部市中央一五二 日部セントラルビル五F	平成二十年 平成二十年 平成二十年 平成二十年 平成二十年 平成二十年	六月三十日 六月二十五日 六月三十日 六月三十日 五月三十一日 五月三十一日

埼玉県告示第千八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田清司

名	称	所	在	地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
鳩ヶ谷クリニック	鳩ヶ谷市里一六四六番地一階	医療法人社団三世会	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成二十年八月一日			
川口東薬局	川口市東川口二一四一一三	有限会社大和桜ヶ丘薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年四月一日			
ハッピー川口中・ヘルパーステーション	川口市青木一一二五小林合同会計ビル一〇三号室	株式会社ジャパンケアサービス東日本	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年七月一日			
ハッピー川口中・居宅介護支援事業所	川口市青木一一二五小林合同会計ビル一〇三号室	株式会社ジャパンケアサービス東日本	居宅介護支援	平成二十年七月一日			

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日															
		名称	所在地																
小貝 明子		グリーンはり きゆう整形外科	草加市谷塚町五六五 一一一〇一一二	平成二十年 六月二十日															
<table border="1"> <tr> <td>デイリーケアセイジョー 薬局五味ヶ谷店</td> <td>鶴ヶ島市五味ヶ谷一一一</td> <td>平成二十年</td> <td>六月</td> <td>十九日</td> </tr> <tr> <td>ハートフル薬局 東鴻巣店</td> <td>鴻巣市上生出塚七六九</td> <td>平成二十年</td> <td>五月三十一日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人千仁会 奥秋内科</td> <td>川口市並木二二一六</td> <td>平成二十年</td> <td>六月</td> <td>三十日</td> </tr> </table>					デイリーケアセイジョー 薬局五味ヶ谷店	鶴ヶ島市五味ヶ谷一一一	平成二十年	六月	十九日	ハートフル薬局 東鴻巣店	鴻巣市上生出塚七六九	平成二十年	五月三十一日		医療法人千仁会 奥秋内科	川口市並木二二一六	平成二十年	六月	三十日
デイリーケアセイジョー 薬局五味ヶ谷店	鶴ヶ島市五味ヶ谷一一一	平成二十年	六月	十九日															
ハートフル薬局 東鴻巣店	鴻巣市上生出塚七六九	平成二十年	五月三十一日																
医療法人千仁会 奥秋内科	川口市並木二二一六	平成二十年	六月	三十日															

ハッピー川口柳崎・訪問入浴ステーション	川口市柳崎三―一〇―二五小森貸店舗1F	株式会社ジャパンケアサービス東日本	訪問入浴介護	平成二十年七月一日
ケアセンターみずき	川口市木曾呂一二六五	医療生協さいたま生活協同組合	介護予防訪問入浴介護	平成二十年七月一日
指定通所介護事業所ひまわり	越谷市川柳町一―三〇五	株式会社相輝	居宅介護支援 通所介護	平成二十年八月五日
指定居宅介護支援事業所ひまわり	越谷市川柳町一―三〇五	株式会社相輝	介護予防通所介護	平成二十年八月五日
デイサービスケアセンターあいあい	越谷市赤山町二―二七	アイ・ケア株式会社	居宅介護支援 通所介護	平成二十年七月四日
ハッピー越谷・居宅介護支援事業所	越谷市北越谷四―三―八ルミエール北越谷1F	株式会社ジャパンケアサービス東日本	介護予防通所介護	平成二十年七月二十三日
ケアサポートこいずみ	八潮市南後谷四三〇―二コロボボーヤ二〇二号室	株式会社トラストメディカルケアサービス	居宅介護支援	平成二十年八月七日
ケアプラン・オーケ	北葛飾郡杉戸町鷺巣六二二―三〇	株式会社オーケ	居宅介護支援	平成二十年七月十五日
ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	上尾市柏座二六―二六下里第二ビル2F東側号	株式会社ジャパンケアサービス東日本	訪問介護	平成二十年七月一日
ハッピー上尾・訪問入浴ステーション	上尾市新原町六―四六E X A北上尾一〇一号	株式会社ジャパンケアサービス東日本	介護予防訪問介護	平成二十年七月一日
ハッピー鴻巣・ヘルパーステーション	鴻巣市東二―一―一八相原ビル2F	株式会社ジャパンケアサービス東日本	訪問介護	平成二十年七月一日
ハッピー鴻巣・居宅介護支援事業所	鴻巣市東二―一―一八相原ビル三階	株式会社ジャパンケアサービス東日本	介護予防訪問介護	平成二十年七月一日
小手指ケアホテルほのか	所沢市北野一―二―六〇	株式会社日本メデイケアサポート	居宅介護支援	平成二十年七月一日
入間ケアホテルほのか	入間市小谷田二―二―一八	株式会社日本メデイケアサポート	短期入所生活介護	平成二十年七月一日
アックケア居宅介護支援事業所	草加市鶴瀬西三三―七アパートメント正興NO.2101	株式会社アックケア事務所	居宅介護支援	平成二十年七月十日
八幡居宅介護支援事業所	熊谷市新堀新田一―二―一	有限会社八幡	居宅介護支援	平成二十年七月三十一日
ケアプランセンター ジャム	本庄市東台四―四―一五藤和コーポ東台I 一〇四号室	株式会社三宝	居宅介護支援	平成二十年七月十七日
訪問介護事業所上川原んち	熊谷市小島四四九―一	有限会社 ナトライフコンサルタント	通所介護	平成二十年七月二十八日
有限会社豊里介護サービス	深谷市血洗島三五二―四	有限会社豊里介護サービス	介護予防通所介護	平成二十年七月二十八日
すずきケアマネジメント	深谷市矢島七六九―四	合同会社すずきケアマネジメント	訪問介護	平成二十年六月三日
			介護予防訪問介護	平成二十年八月一日
			居宅介護支援	平成二十年八月一日

新座ケアセンターそよ風 あずみ苑 北本 居宅介護支援フローラ蓮田 ハッピー幸手・居宅介護支援事業所 ハッピー幸手・ヘルパーステーション ハッピー戸塚安行・小規模多機能型ステーション ハッピー川口中央・夜間対応型訪問介護 ぱるの家 きざわ	新座市野寺二一五一一九 北本市本町八一五六一一 蓮田市黒浜三五六一一 幸手市東二一八一六NAOビル 幸手市東二一八一六NAOビル 川口市戸塚五一一八一三 川口中青木二一五小林合同会社ビル二〇三号 戸田市喜沢南二一五一一二三	株式会社メデカジャパン 株式会社レオパレス21 株式会社関東メディカル・ケア 株式会社ジャパンケアサービス東日本 株式会社ジャパンケアサービス東日本 株式会社ジャパンケアサービス東日本 株式会社ジャパンケアサービス東日本 株式会社ジャパンケアサービス東日本	居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十年七月十七日 平成二十年七月一日 平成二十年八月五日 平成二十年七月一日 平成二十年七月三日 平成二十年七月一日 平成二十年七月一日 平成二十年七月九日
---	--	---	--	---

埼玉県告示第千八百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり変更の届出があった。  
平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
社会福祉法人吉見町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 清 水 内 科 有限会社 シルバールabbit 訪問介護事業所上川原んち	所在地 所在地 所在地	比企郡吉見町下細谷二二二〇 熊谷市上之一七五四一五 川口市西川口二一五一一二 トリエーマンション一〇六 所在地 所在地 所在地	比企郡吉見町下細谷二二二六一一 熊谷市上之一五六二一一 川口市西川口三一一三二一九 熊谷市小島四四九一一 訪問介護事業所上川原んち	居宅介護支援 訪問看護 居宅療養管理指導 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問介護 通所介護 介護予防訪問介護 介護予防通所介護

さくら・介護ステーション熊谷南	所在地	熊谷市押切二五六―一―二 秀徳ハイツ一〇一号	訪問介護
ケアセンターだんらん	所在地	川口市芝二一一―二二	訪問介護
		熊谷市押切二五六―一―二 秀徳ハイツ三〇三号	介護予防訪問介護
		川口市新井町二三―一五ハイツカタノ一〇二	訪問看護
			介護予防訪問介護
			介護予防訪問看護

埼玉県告示第千八百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。  
平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
医療法人東明会 原田病院	入間市豊岡一―一三―三三	介護療養型医療施設	平成二十年 八月 一日
川 口 東 薬 局	川口市東川口二―四―二三	居宅療養管理指導	平成二十年 一月三十一日
株式会社 グリーン工房ケアステーション	鳩ヶ谷市南七―三三―一一	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 八月 一日
グ リ ー ン ケ ア	鳩ヶ谷市南七―三三―一一	通所介護	平成二十年 八月 一日
株式会社ソワニエ 鴻巣営業所	鴻巣市鴻巣一―八五―四K・Mビル一〇一	介護予防通所介護	平成二十年 七月 一日
デイリーケアセイジョー薬局 五味ヶ谷店	鶴ヶ島市五味ヶ谷一―一	福祉用具貸与	
		介護予防訪問介護	
		居宅療養管理指導	
		介護予防居宅療養管理指導	
さくら・介護ステーション朝霞の森	朝霞市溝沼五―一四―一五 シオミプラザエイト二〇一号	訪問介護	平成二十年 七月三十一日
		介護予防訪問介護	

ハッピー川口中央・ヘルパーステーション	川口市中青木一―一―二五 小林合同会計ビル1F	訪問介護	平成二十年 六月 三十日
ハッピー川口柳崎・訪問入浴ステーション	川口市柳崎三―一―〇―二五 小森貸店舗1F	介護予防訪問介護 訪問入浴介護	平成二十年 六月 三十日
ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	上尾市柏座二―六―二六下里第二ビル2F東側号	介護予防訪問介護	平成二十年 六月 三十日
ハッピー上尾南・居宅介護支援事業所	上尾市柏座二―六―二六下里第二ビル2F東側号	居宅介護支援	平成二十年 六月 三十日
ハッピー上尾・訪問入浴ステーション	上尾市原新町六―四六EXA北上尾一〇一号	訪問入浴介護	平成二十年 六月 三十日
ハッピー鴻巣・ヘルパーステーション	鴻巣市東二―一―一八 相原ビル2F	介護予防訪問入浴介護 訪問介護	平成二十年 六月 三十日
ハッピー鴻巣・居宅介護支援事業所	鴻巣市東二―一―一八 相原ビル2F	介護予防訪問介護	平成二十年 六月 三十日
ハッピー幸手・居宅介護支援事業所	幸手市東二―八―六NAOビル	居宅介護支援	平成二十年 六月 三十日
ハッピー戸塚安行・小規模多機能型ステーション	川口市戸塚五―八―一三	居宅介護支援	平成二十年 六月 三十日
ハッピー川口中央・夜間対応型訪問介護	川口市中青木一―一―二五 小林合同会計ビル1F	小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護	平成二十年 六月 三十日

埼玉県告示第千八百八十五号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号。以下「法」という。)第八  
条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十年八月二十九日

一 試験期日及び試験場所

埼玉県知事 上田清司

試験期日	試験場所
平成二十年 十月二十六日(日)	草加市学園町二丁目一番地 獨協大学

二 試験科目

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)第七条第二項及び  
第三項に規定する事項

三 試験区分

法第八条第三項に規定する試験

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第七十四号)第九条に  
掲げる受験願書及び書類

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十年九月二十九日(月)及び三十日(火)

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県民健康センター中会議室

ただし、郵送する場合は平成二十年九月八日(月)から十六日(火)まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課試験免許担当宛  
五 合格発表

平成二十年十二月三日(水)及び四日(木) 午前十時から午後五時まで  
埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前

埼玉県告示第千八百八十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第二十七条第四項の規定により、埼玉県薬剤師国民健康保険組合から、平成二十年八月一日に次のとおり規約の一部変更の届出があった。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

変更事項 事務所の所在地  
変更前 さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五  
変更後 さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県告示第千八百八十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 入札内容

イ 件名

土地、建物及び付帯施設等(いこいの村美の山)の売払い

ロ 物件の表示

(1) 土地

所在 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字花ノ木三三八五番 外

地目 山林

地積 二九、四五一平方メートル

(2) 建物

(一) 主たる建物

所在地 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三四一五番地

種類 宿泊所

構造 鉄筋コンクリート造ルーフィングアルミニウム板葺三階建

(一部地下一階付)

延床面積 五、二一〇・七平方メートル

(二) 附属建物

プロパンボンベ室、ポンプ室

(3) 付帯施設等

屋外トイレ二基、ミニカー小屋、給水施設、照明装置等

ハ 留意事項

(1) 本物件(いこいの村美の山)を構成する敷地のうち、町有地及び私有地は入札(売却)の対象外である。建物及び付帯施設の一部が町有地及び私有地上に設置されているため、別途土地所有者と土地使用賃貸借契約等を締結する必要がある。

(2) 本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものである。落札者と仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(3) 物件の用途は、埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)により制限されるので、この旨をあらかじめ了解の上、入札に参加すること。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 県内で現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)に規定するホテル営業又は旅館営業(以下「ホテル営業等」という。)を自ら経営している者  
(2) 県外においてホテル営業等を自ら経営している者で、かつ、県内にホテル営業等に関する本店又は支店等を有する者  
(3) 落札者は本物件を利用してホテル営業等を自ら経営しようとする者であること。

ロ 地域の産業・観光の発展に寄与し、地域との共存を図る意思のあること。

ニ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

ホ 次の項目に該当しない者であること。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に基づくところの暴力団及びその構成員

(2) 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)に基づくところの破壊的団体及びその構成員

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第

百四十七号)に基づくとその処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体及びその役員又はその構成員

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)に基づくところの風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を当該物件で営もうとする者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所並びに問い合わせ先埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部勤労者福祉課 課労働福祉担当 萩原、中野 電話〇四八―八三〇―四五一八(直通)

四 入札参加要領の交付方法  
この公告の日から平成二十年九月八日(月)まで右記三の場所において交付する。

五 現地説明会

イ 開催日 平成二十年九月九日(火)

ロ 開催場所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三千四百十五番地 いこいの村ヘリ テイジ美の山 中会議室(両神)

ハ 参加希望者は、平成二十年九月八日(月)正午までに右記三の問い合わせ先まで連絡し、参加時間の指定を受けること。

六 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の日時及び場所において申込みをしなければならぬ。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(1) 日時 平成二十年九月十七日(水)及び同月十八日(木) 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

(2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部 勤労者福祉課

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 平成二十年十月三日(金) 午前十一時

(2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県本庁舎四階 産業労働部会議室

ハ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額

二 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ホ 落札者の決定方法

埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十四条の規定に基づいて定められた予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ヘ その他

その他詳細は入札参加要領による。

埼玉県告示第千八百八十八号

平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所  
比企郡嵐山町大字鎌形字亀ノ原三千二百二十六の七、三千二百二十六の八

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

比企郡嵐山町大字鎌形字亀ノ原三千二百二十六の七、三千二百二十六の八

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第千八百八十九号

平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所  
比企郡嵐山町大字鎌形字亀ノ原三千二百二十六の九

一 解除に係る保安林の所在場所  
比企郡嵐山町大字鎌形字亀ノ原三千二百二十六の九

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

道路用地とするため

埼玉県告示第千九百九十号

平成二十年八月二十九日  
埼玉県知事 上田清司

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程  
 埼玉ひびきの農業協同組合農地保有合理化事業規程

二 変更承認年月日  
 平成二十年八月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類  
 農地売買等事業

埼玉県告示第千九十一号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程  
 農地保有合理化事業規程(鴻巣市農業協同組合)

二 変更承認年月日  
 平成二十年八月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類  
 農地売買等事業

埼玉県告示第千九十二号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程  
 農地保有合理化事業規程(埼玉みずほ農業協同組合)

二 変更承認年月日  
 平成二十年八月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類  
 農地売買等事業

埼玉県告示第千九十三号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業

の実施に関する規程  
 農地保有合理化事業規程(ほくさい農業協同組合)

二 変更承認年月日  
 平成二十年八月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類  
 農地売買等事業

埼玉県告示第千九十四号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程  
 埼玉岡部農業協同組合農地保有合理化事業規程

二 変更承認年月日  
 平成二十年八月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類  
 農地売買等事業

埼玉県告示第千九十五号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程  
 榛沢農業協同組合農地保有合理化事業規程

二 変更承認年月日  
 平成二十年八月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類  
 農地売買等事業

埼玉県告示第千九十六号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程

農地保有合理化事業規程(くまがや農業協同組合)

二 変更承認年月日

平成二十年八月二十五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

埼玉県告示第千九十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

上尾市大谷北部第二土地区画整理組

合

二 事業施行期間

平成五年十二月二十八日から

平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市大字今泉字本村、字西、字稲荷前、字西浦、字大西、字四反田、字台下、字飛地(元柏座)の各一部、字

松原、字前、字前原の各全部、大字川字本村、字台辻の各一部、大字壺丁目字愛宕前、字上原、字宮前、字台下の各一部、大字小敷谷字原通の一部、柏

座四丁目の一部

四 事務所の所在地

上尾市本町三丁目一番一号

五 設立認可の年月日

平成五年十二月二十八日

六 変更内容

事務所の所在地を「上尾市本町三丁目一番一号」から、「上尾市大字今泉十九番地一」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年八月二十九日

埼玉県告示第千九十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による本庄都市計画事業朝日町土地区画整理事業についての換地処分があったので、公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年八月十八日

指令杉整第二〇〇〇四三二一

二 検査済証番号

平成二十年八月二十六日第三十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七八五―一、七八六、七八七―一、八六一―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市流通団地一丁目一番二号

株式会社 イハシ

代表取締役 井橋 吉一

埼玉県告示第千二百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び予定数量

教育職員免許状原簿データベース化

業務委託 原簿約195,000枚

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育総務部教職員課免許担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成20年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

エム・シー・エス株式会社 千葉県

松戸市松戸2060番地

5 落札金額

12,369,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年6月3日

埼玉県告示第千二百一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア 浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署及び岩槻警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

イ 蕨警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署及び古川警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

ウ 上尾警察署、春日部警察署、越谷警察署及び久喜警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

ウ 上尾警察署、春日部警察署、越谷警察署及び久喜警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

エ 朝霞警察署、新座警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署及び狭山警察署の放置車両確認事務委託業務 一式  
オ 西入間警察署、東松山警察署及び熊谷警察署の放置車両確認事務委託業務一式

- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所
- (5) 入札方法

入札は、上記(1)アからオまでの区分ごとに行う。また、総合評価一般競争入札により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の登録を受けている者であること。ただし、同法第51条の9の適合命令を受け、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「建築物の管理に関する業務」のA又はB等級に格付けされている者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる株式会社の変更事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合においては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

(8) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(10) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(11) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。

(12) 公告日より過去2年以内において業務に関して刑に処せられたことがない者であること。

(13) 本件業務について仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110(内線2245) フラック  
シミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

下記(3)の入札説明会において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県庁第二庁舎 5 階 502

会議室

イ 日時

平成 20 年 9 月 11 日 (木) 午前 10 時

(4) 入札説明会の参加手続

入札説明会参加希望者は、平成 20 年 9 月 10 日 (水) 午後 5 時まで、次のアからエまでの事項と「放置車両確認事務委託契約の入札説明会に参加」する旨を記載した書面を上記(1)にフアクシミリで送付すること。入札参加希望者は、可能な限り入札説明会に参加することとし、入札説明会に参加できない者は、上記(1)に連絡の上、指示を受けること。

ア 県内の事務所の住所

イ 法人名

ウ 出席者氏名 (原則として出席者は各社 1 名とする。)

エ 連絡先 (電話番号・フアクシミリ番号)

(5) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県庁第二庁舎 5 階 入札

室

イ 日時

平成 20 年 11 月 6 日 (木) 午前 10 時

(6) 郵便による場合の入札書等のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒 330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県警察本

部総務部財務局会計課調度第一係

イ 受領期限

平成 20 年 11 月 5 日 (水) 午後 5 時 (必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成 20 年 9 月 29 日 (月) 午後 5 時まで、入札説明書で示す提案書等を平成 20 年 10 月 3 日 (金) 午後 3 時まで、下記に提出しなければならない(郵送(書留郵便に限る。))による提出は平成 20 年 10 月 2 日 (木) 午後 5 時必着)。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

〒 362-0011 埼玉県上尾市大字平塚 1281 番地 5 機動センサー上尾庁舎内交

通部交通指導課駐車管理係

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

ア 次の(イ)及び(ロ)に該当する入札者のうち、総合評価による数値が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が、財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内であること。

- (4) 提案書等が別表の基礎審査項目として定める要件をすべて満たしていること。
  - イ 総合評価による数値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。
- (6) 総合評価の方法
  - ア 委任事務遂行上の必要性及び重要性の観点から評価項目(別表)を設定し、それぞれの項目ごとに配分された点数の範囲内で提案書等の内容の点数化を行う。
  - イ 総合評価は、評価項目の得点の合計点(評価点)と当該入札者の入札価格を得点化した数値(評価点)とを合算した総合数値(合計点)をもって行う。
  - ウ 評価項目、点数配分等についての詳細は、入札説明書による。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

別表

評価項目	審査対象	基礎審査項目
全 体	公安委員会の登録	道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項に規定する埼玉県公安委員会の登録を受けていること。
利害関係・公共性	提出書類	法人の目的や事業の内容が適切に記述されている。
遂行体制	提出書類	放置車両確認事務についての費用の積算根拠に誤りがなく、市場価格との極端な乖離がない。
		複数契約に入札している場合を含めて、予定統括責任者の重複がない。
		仕様書の要求する水準以上で、実現可能な予定遂行体制を提案している。
指導・教育体制	提出書類	仕様書の要求する水準以上で、実現可能な研修計画を提案している。
業務監査	提出書類	放置車両確認事務の趣旨を理解した、実現可能な自主検査体制を提案している。
社会貢献	提出書類	実現可能な社会貢献・地域貢献活動についての計画を提案している。
情報管理	提出書類	放置車両確認事務の趣旨を理解した、実現可能な研修計画を提案している。
トラブル対応 ・苦情処理	提出書類	複数契約に入札している場合には、他の契約に對して提出した駐車監視員資格者一覧表との重複がない。
組織基盤	提出書類	

埼玉県告示第十二百二号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び予定数量  
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所

別表のとおり

- 5 契約金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成20年5月20日

別表

購入等件名	予定数量	落札者の氏名及び住所	契約金額
男性警察官用制服 ワイシャツ	8,996着	株式会社松坂屋 愛知県名古屋市中区栄3丁目16番1号	5,575円
男性警察官用短靴	7,118足	株式会社リーガルコーポレーション 東京都足立区千住橋戸町2番地	5,970円

(契約金額は、1着(足)当たりの税抜き単価)

平成二十年八月二十九日

埼玉県北本県土整備事務局長 榎本恵樹

埼玉県北本県土整備事務局長告示第九号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾環状線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧		上尾市原新町一七番一地先から同市中妻一丁目五番一地先まで	一一・〇〇、 二四・〇〇	一三九・五〇	地方特定道路(改築)整備工事
新			一一・〇〇、 四二・五〇		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十号

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号  
平成二十年八月二十九日

根岸 功 二 検査済証番号  
平成二〇年八月二十六日

都市計画法(昭和四十三年法律第一百二十六条第三項の規定により、次

号)第二十六号第三項の規定により、次  
埼玉県飯能県土整備事務所長

指令飯能第二〇〇〇一七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
飯能第二〇〇〇一四号

入間郡毛呂山町大字下川原字上殿九  
 一二番一、一二九三番三  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 入間郡毛呂山町大字下川原九二六番  
 地  
 福島 誠一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 入間郡毛呂山町大字下川原七九七番  
 地一九  
 土屋 勝

ラスー一五〇二号  
 黒澤 仁

四一ー メゾンコロニーヌ一〇一号  
 近江 麻美子

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五  
 一 号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百  
 十六号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百  
 十七号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百  
 十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十年八月二十九日

亀井清司

埼玉県飯能県土整備事務所長

平成二十年七月十八日

平成二十年六月二十日

亀井清司

亀井清司

一 許可番号

一 許可番号

一 許可番号

一 許可番号

平成二十年六月二十五日

平成十九年十月十九日

平成二十年八月二十二日

平成二十年八月二十二日

指令飯整第二〇〇〇二〇号

二 検査済証番号

二 検査済証番号

二 検査済証番号

二 検査済証番号

三 開発区域に含まれる地域の名称

三 開発区域に含まれる地域の名称

三 開発区域に含まれる地域の名称

平成二〇〇八年八月二十六日

平成二〇〇八年八月二十二日

平成二〇〇八年八月二十二日

平成二〇〇八年八月二十二日

飯整第二〇〇〇一三三号

二 一三三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三 開発区域に含まれる地域の名称

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字下川原字西原八  
 八六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 深谷市島山九九五―二 サンコーポ

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 近江 修平  
 神奈川県横浜市緑区北八朔町一三三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 山田 涼

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十六号

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ  
 うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年八月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父市荒川上田野字安戸二二四三番二地先から同市荒川日野字川宿八六〇番四地先まで	平成二十年八月三十一日 午後四時	安谷橋架け替えによる供用開始 延長二〇・五〇メートル

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成二十年八月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第三号	平成二十年八月二十一日	大里郡寄居町大字赤浜字南側下町千二百三番一、千二百四番三	六・〇〇	七十六・三〇	大里郡寄居町大字鉢形二百三十六番地一 有限会社ヘイセイ 代表取締役 山口 喜平

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年七月十四日

指令杉整第二〇〇〇四八〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月二十日

杉整第七一九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字小林字中上二八八〇―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲四三五―四

ラフィネ・ロジユマンA一〇二一

原 健太郎

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十五日

杉整第七三四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字久本寺字本田五六二―八、一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字久本寺五六二―六

一 許可番号

平成二十年六月二十日

指令杉整第二〇〇〇一八〇号

二 検査済証番号

埼玉県公安委員告示第287号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者教育施設として認定した有限会社川越自動車学校から、運転免許取得者教育

育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年8月29日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文  
運輸免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)

第5条第1項第1号に係る認定事項の変更

認定施設の名称	変更事項	変更前	変更後
有限会社川越自動車学校	代表者の氏名	萩原勝彦	萩原聡彦

埼玉県選管告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成20年7月1日~7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
市民のための明るい新座市政をつくる会	松田 尚	山本のり子	新座市野火止八―一二七	平成二十年七月三日
谷口たつろう後援会	間庭正雄	間庭百合子	鴻巣市袋四六四―五	平成二十年七月九日

埼玉県選管告示第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

(平成20年7月1日~7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県看護連盟支部	会計責任者	梶田幸子	筒井桂子	平成二十年七月三日
自由民主党埼玉県タクシー協会支部	会計責任者	高原昭	小菅憲二郎	平成二十年七月十八日
自由民主党埼玉県電気通信職域支部	会計責任者	穂谷清	国谷茂	平成二十年七月一日

自由民主党埼玉県農業団体支部	主たる事務所の所在地	会計責任者	新	旧	届出年月日
	上尾市柏座三―一四八―二七四	熊谷初雄	田中勇	同	同
	さいたま市南区太田窪二―二二六	小澤稔夫	坂田修一	同	平成二十年七月二十三日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
大里郡市農協政治連盟	代表者	根岸芳弘	田谷宗一	平成二十年七月二十四日

平成二十年八月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十年八月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

北足立農協政治連盟	代計責任者	丸山和男	宇野了	同	同	七月十八日	右
埼玉あさま会	名計責任者	蛭間俊彦	山根信夫	同	同	七月十八日	右
埼玉農協政治連盟	会計責任者	埼玉あさま会	金子福治	同	同	七月十四日	右
さいたま市の未来を築く会	代計責任者	小澤稔夫	岩崎忠夫君を励ます会	同	同	七月十四日	右
政治結社大日本尊郷同志会	会計責任者	青木一郎	筒井桂子	同	同	七月十三日	右
鳥居のぶあきを励ます会	代計責任者	中山輝男	坂田修一	同	同	七月十日	右
はせば優といきいき街づくりの会	会計責任者	阿部昌一	武笠光明	同	同	七月三十一日	右
南埼玉農協政治連盟	代計責任者	阿部昌一	笹木充	同	同	七月三十一日	右
	代計責任者	岸本展市	荻野哲	同	同	七月二十九日	右
	代計責任者	吉澤千嘉子	野村悦三	同	同	七月二十九日	右
	代計責任者	はせば優といきいき街づくりの会	福島奈可	同	同	七月二十五日	右
	代計責任者	若林龍司	安野富夫	同	同	七月十八日	右

埼玉県選管告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成20年7月1日)〜7月31日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体  
自由民主党武州農林商工支部

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。  
平成二十年八月二十九日  
埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(二) その他の政治団体

政治団体の名称  
秋山清後援会  
北本を考える市民の会  
木田りょう後援会  
地方政治経済研究会  
増田敏男後援会

解散年月日  
平成二十年七月十八日  
平成二十年七月十一日  
平成二十年六月二十五日  
平成二十年七月二十四日  
平成二十年七月十日

届出年月日  
平成二十年七月十八日  
平成二十年七月十一日  
平成二十年七月一日  
平成二十年七月二十四日  
平成二十年七月十一日

別記二(平成20年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称  
 大宮薬業政治連盟  
 政治結社大日本尊郷同志会  
 谷口たつろう後援会  
 別記三

政治団体の名称 自由民主党武州農林商工支部

報告年月日 平成20年2月28日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 374,569円

ア 前年繰越額 10,143円

イ 本年収入額 364,426円

(2) 支出総額 374,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 寄附

イ 法人その他の団体からの寄附

イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

イ 自由民主党埼玉支部連合会

ウ その他の収入

10万円未満の収入

合計 364,426円

[寄附の内訳]

ア 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)

有限会社小沢 (金額) 300,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 組織活動費

(イ) 組織活動費 320,000円

解散年月日

平成二十年 七月二十三日

平成二十年 七月三十一日

平成二十年 七月 九日

(イ) その他の経費

合計 54,000円

報告年月日 平成20年7月24日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 62,385円

ア 前年繰越額 569円

イ 本年収入額 61,816円

(2) 支出総額 62,385円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

イ 自由民主党埼玉支部連合会

イ その他の収入

10万円未満の収入 61,750円

合計 66円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 組織活動費

合計 62,385円

政治団体の名称 秋山清後援会清風会

報告年月日 平成20年3月31日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(イ) 収入総額 870,000円



政治団体の名称 **地方政治経済研究会**  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **秋山清**  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **埼玉県議会議員**  
 報告年月日 **平成20年3月31日**

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 機関紙誌の発行その他の事業費

ロ 機関紙誌の発行事業費

ハ 寄附・交付金

合計

報告年月日 **平成20年7月24日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **増田敏男後援会**

報告年月日 **平成20年3月25日**

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

8,082,809円

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 政治団体からの寄附

ロ その他の収入

ハ 10万円未満の収入

合計

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

イ (寄附者の名称)

ロ フォーラム21

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

ロ 光熱水費

ハ 備品・消耗品費

ニ 事務所費

イ 政治活動費

ロ 組織活動費

合計

報告年月日 **平成20年7月11日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

(金額)

4,000,000円

(事務所の所在地)  
東京都北区

4,000,000円

10,344円

4,010,344円

(金額)

4,000,000円

(事務所の所在地)  
東京都北区

6,870,000円

144,661円

291,081円

394,416円

382,651円

8,082,809円

4,783,967円

4,778,358円

5,609円

4,783,967円

10万円未満の収入

合 計	5,609円
(2) 支出の内訳	5,609円
ア 経常経費	
イ 人件費	3,570,000円
ロ 備品・消耗品費	90,229円
ハ 事務所費	174,621円
ニ 政治活動費	
ヘ 寄附・交付金	949,117円
合 計	4,783,967円

政治団体の名称 大宮薬業政治連盟  
 報告年月日 平成20年7月23日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	49,650円
(1) 収入総額	49,650円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	10,000円
(2) 支出総額	10,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	10,000円
イ 組織活動費	10,000円
合 計	10,000円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	39,650円
(1) 収入総額	39,650円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	0円

(1) 収入総額 39,650円  
 ア 前年繰越額 39,650円  
 イ 本年収入額 0円  
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 政治結社大日本尊郷同志会  
 報告年月日 平成20年7月31日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額	949,117円
(1) 収入総額	4,783,967円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成16年分)	
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成17年分)	
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成18年分)	
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	0円

1 収入・支出の総額		1 本年収入額	100,000円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	80,000円
ア 前年繰越額	0円	2 収入・支出の内訳	
イ 本年収入額	0円	(1) 収入の内訳	
(2) 支出総額	0円	ア 寄附	
(平成20年分)		ア 寄附附	
1 収入・支出の総額		ウ 個人からの寄附	
(1) 収入総額	0円	ア 個人からの寄附	
ア 前年繰越額	0円	合計	100,000円
イ 本年収入額	0円	[寄附の内訳]	
(2) 支出総額	0円	ア 個人からの寄附	
(平成19年分)		ウ 寄附者の氏名	(金額)
1 収入・支出の総額		石井 孝	100,000円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出の内訳	
ア 前年繰越額	0円	ア 政治活動費	
イ 本年収入額	0円	ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	80,000円
(2) 支出総額	0円	ア 機関紙誌の発行事業費	80,000円
(平成18年分)		合計	80,000円
1 収入・支出の総額		(平成20年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	20,000円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	20,000円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
(平成17年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	100,000円		
(1) 収入総額	0円		
ア 前年繰越額	0円		

埼玉県選管告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
 (平成20年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
長谷場 優	蓮田市議会議員	はせば優とよいき街づくりの会	名称	はせば優とよいき街づくりの会	はせば優とよいき蓮田を創る会	平成二十年七月二十五日

平成二十年八月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選管告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。

（平成20年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

届出者の氏名（代表者の氏名）	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
秋山 清	埼玉県議会議員	地方政治経済研究会	平成二十年	平成二十年七月二十四日
木田 亮	和光市長	木田りよう後援会	平成二十年	平成二十年七月一日

平成二十年八月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む。）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一（代表） 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇（代表）